

論
説

松岡義正と北京「京師法律学堂」における民事法の教育について

熊
達
雲

目次

はじめに

- 一 京師法律学堂の設立経緯
- 二 京師法律学堂の組織構造と教育状況
- 三 京師法律学堂における日本人教員の教育状況
- 四 松岡義正が担当した民事法の講義状況
- 五 中国における民事法教育に対する松岡の貢献
おわりに

はじめに

中国では近代的法学の教育を系統的に始めたのは二〇世紀に入った後のことであろう。清政府がイギリスと通商航海条約の改正交渉にあたり、不平等条約の廃止のかわりに、数千年の歴史を有する中華法系を見直し、西洋諸国の法と同様な法を導入、整備する条文が改正条約に盛り込まれたこと⁽¹⁾をきっかけに、中国は現行法の見直し作業に取り組みざるを得なかった。それと同時に、新しく整備された諸法が順調に施行できるようにするために、その法理、概念、原則等を理解できる人材の養成は課題となった。この課題を全うしようとしたのは一九〇六年に北京で創立された京師法律学堂（日本では北京法律学校と訳されている。本文では両方を同時に使用することにする。）であった。そして、この学校で近代法学の教育を担当したのはほとんど日本から招聘された法学者である。近代以来、中国法や法学が日本の影響を受け続けたのはこの学校での教育と切り離せないものと考えられる。しかし、最初に刑部（法務省相当）に所属されたこの学校は三年しか存立せず、さらに、その直後に清朝の崩壊もあり、この学校およびそれが果たした役割については世間に忘れられてしまったようである。中国の法近代化の原点を見出すために、本稿は京師法律学堂の設立の経緯、同校の組織構造および教育の実情、日本人教員、特に民法教育の担当者松岡義正の講義状況乃至中国民法教育に対する寄与を中心に述べていきたい。

一 京師法律学堂の設立経緯

修訂法律館の設立後、伍廷芳は内外の法に造詣が深い人材が足りないことに気が付き、法律と法実務の人材が足りなければ、たとえ新しい法が制定されたとしてもその施行が順調にできないことを懸念し、修訂法律館附属の法律学校及び仕学速成科の設立を考案した。しかし、中国で近代的な法学教育を行うには適任の法学教員を必要とする。当時、中国には近代法に詳しい人材が欠けていたので、外国からその人材を招かなければならなかった。この背景の中で、法的知識の構造を異にする伍廷芳と沈家本は現行法の見直しについてややもすれば意見が分かれるにもかかわらず、法律学校の設立については二人三脚で協力しあっていた模様である。この経緯について、岡田朝太郎の著書に寄せた沈家本の序文は次のように述べている。

「余恭膺簡命偕新會伍秩庸侍郎修訂法律、並參用歐美科條開館編纂。伍侍郎曰、法律成而無講求法律之人、施行必多阻闕、非專設學堂培養人材不可。余與館中同人僉趨其議。於是奏請撥款設立法律學堂。奉旨俞允擇地庀材剋日興築。而教習無其人、則講學仍托空言也。乃赴東瀛訪求知名之士。群推岡田博士朝太郎為巨擘、重聘來華。松岡科長義正司裁判者十五年經驗家也、亦應聘。而至光緒三十二年九月開學。學員凡數百人。」²⁾

（私は指示を受けて廣東新会県出身の伍廷芳侍郎とともに法の修正を担当し、修訂法律館を設置して欧米の法文

を参照しながら法の修正作業に取り組んだ。伍侍郎がいうには、法律が制定された場合に法律を理解する人材がいなければ法律の施行に必ずや支障が生じるので、学校を設けて人材の育成を行わなければならないと。私と修訂法律館の同僚は皆、その意見に賛同し、法律学堂の設立を要望する上奏文を提出した。勅旨はその意見を取り入れ、場所を選び、人材を集め、竣工時間を決めて学校を建築するように命じた。しかし、教員がいなければ、教育は空言に過ぎない。そこで、日本へ赴き著名な学者を招聘することにした。衆人はそろって岡田朝太郎博士を著名な学者として推薦してくれ、高給を約束して招聘した。裁判に一五年も携わった実務家の松岡義正部長も招聘を受けていた。光緒三十二年九月に至って北京法律学校が開校し、学生数はおよそ数百人に及んだ。

また、京師法律学堂の設立は朝廷で最大の実力者たる袁世凱の支持を得たからこそ実現できたといえる。これは清国駐屯軍司令官神尾光臣より陸軍大臣寺内正毅宛に送信した秘密報告「駐屯軍報告第十七号」はそれを裏付けている。

「北京政府ハ昨年夏其政務処ニ於テ会議を開キ、富国強兵ノ実ヲ挙クルニハ清国古来ノ諸法律ヲ改訂スルノ急務ナルヲ議決シ、上奏裁可ヲ経テ北京刑部内ニ修律処ナルモノヲ特設シ、修律大臣ニハ刑部左侍郎沈家本、同右侍郎伍廷芳ヲ任命シタリ。(中略)而シテ修律両大臣ハ事毎ニ意見ヲ異ニシ、而カモ沈ハ自ラ清国ノ大法律家ヲ以テ任シ、頑トシテ下ラサル有様ナルヲ以テ、彼ノ比較的法理思想ヲ有シ、稍文明ノ智識ニ富ミタル伍廷芳ノ意見ノ如キハ絶対ニ之ヲ輕視シツツアリ。

「伍廷芳ハ此形勢ヲ見、且北京政界一ノ後援者ナカリシヲ以テ、常ニ多クハ黙々シテ経過シ来リシモ其勃々タ

ル不平ハ到底禁スヘカラス、遂ニ前記訴訟法ノ完成ヲ期トシテ数回請願ノ上、墓參ノ名義ヲ以テ帰省ノ許可ヲ得。將ニ故山ニ帰ラントスル途次（旧三月下旬）天津ニ立寄り、袁総督ヲ訪問シ、自己身上ノ現在ノ状況ヲ詳述シ、且曰ク、目下清国ニ於ケル諸般法律ノ改正新定ノコトハ実ニ列強ノ深ク注目スル所ナルノミナラス、又各国トノ条約上ニモ義務ヲ負フモノ尠ナカラス故ニ、苟モ一ノ法規ヲ定メント欲セバ、須ラク内外ノ法理ヲ究メ、以テ其基礎トナササルヘカラス。然ルニ現今清国人中ヨリ法理ニ通曉セルモノヲ求ムルコトハ固ヨリ不可能ノコトナレハ、現在ノ如キ処置ヲ以テシテ、法律改正ヲナスコトハ到底遂ニ之レヲ遂クル能ハス云々ト。

「右ノ伍ノ談話ハ痛ク袁ノ心ヲ動揺セシメタリ。於是カ袁ハ北京政府ニ勸告シテ、其救済ノ道ヲ講スベシト答へ、直チニ其親密ノ関係ヲ有スル左侍郎紹昌及外務部右侍郎唐紹儀ニ旨ヲ通シ、溥尚書及沈侍郎等ニ対シ刑部ハ宜シク国家ノ進運ニ伴フ必要上速カニ法律学堂ヲ建設シ、日本ヨリ第一流ノ法律大家ヲ聘シ、学生ヲシテ完全ナル教育ヲ受ケシム可シトノ忠言ヲナサシメ同時ニ、經費ノ幾分ハ直隸ノ酒煙稅中ヨリ補助スヘキヲ以テシタルヨリ、議ハ忽チ決シテ、前後無差別ナル清国官吏ノ事業ハ極端ナル大組織ヲ以テ、法律学堂ナルモノヲ刑部ノ直轄事業トシテ建設スル事トナシタリ。³⁾」

そこで、袁世凱の支持を取り付けた伍廷芳は沈家本の賛同を受け、修訂法律館が正式に始動したほは一年後の三月に、二人の連名で京師法律学堂の設立を要望する旨の奏上を行った。

上奏文はまず、中国と世界諸国との貿易交流および人員の往来がますます頻繁になるに伴い、矛盾と紛争が避けられないとし、各級の官吏が外国法をわきまえることができなければ、中国人と外国人との紛糾を処理することが

できないと指摘し、新政の進行にしたがい、近代的な法を整備しなければならぬと強調した。

「密かに臣等は命を奉じ現行の律令について外国との交渉の進捗状況に応じて諸国の法律を参照して真剣に修正を行つていくところです。法律修訂館が開設されて以来、昼夜を問わず編纂者及び翻訳者と議論しあい、新しい法律が制定されたとしても、各省に法律執行の人材の育成が行われなければ、法律の施行が自ずとできるものではないために、結果的には社会の為にならないことを懸念しています。いま各国との交流が盛んで、情勢の変化が激しいものでございます。外国人は国内の各省に入り込んでいます。庶民と宣教師との間に衝突が起き、その紛糾が生じる初期に、多くの場合は地方官吏が外国法を知らず、適切な処理ができなかったため、重大な事件にエスカレートしてしまつた訳であります。将来、各地方に鉄道が開通された場合に、内陸地方であれ、辺鄙な地方であれ、通商している沿海都市と区別がなくなると思われます。道路、鉱山、商標、税務などといった新政は、方法が少しでも違つていけば、直ちに非難を受け、法律を頼りにせず解決できるものが一つもありません。このようにして、無形の憂いを無くし、自国の権利を伸ばすことは利害に関わるもので、些細な事ではありません。」

次に、中国当面の法学教育の立ち遅れと人材の欠乏を指摘し、明治維新後の日本で採用した手法を例にして、法律学校の設立および法律人材の育成の意義を強調して見せた。

「もつとも現行法を修正する目的は、通商条約にしたがい治外法権を取戻そうとすることであり、法律の施行に備え裁判事務の人材を広く育成するよう急がなければなりません。調べたところ、学務大臣の奏定学堂章程内に政法科大学が挙げられていますが、予備科や各省の高等学堂の卒業生でなければ進学ができないとなっています。いま、予備科は設立されたばかりで、専門大学ができるまでに道のりがまだ長い。進士、仕学等の学校では、目的は中外の大局を知り、各種の政治においてその大要をわきまえる人材を育成することであり、法学は普通の科目の一つに過ぎず、その学生を外国留学に派遣することが難しいと断言できます。法学を習い学業を修了して帰国している学生も少なくありませんが、中国の事情が分からないばかりか、我々と相反する意見を持っているものが殆どであります。学問を行うには本源を分かるのが一番重要だと思料します。諸外国の法の優れ、自国の法制の沿革及び風俗習慣についてはさらに系統的に理解し、その本来の意味を知らなければなりません。せん。前漢・後漢時代の経師は律令に詳しく、唐代や宋代における科挙試験には明法という科目がありました。それは古代において経書を援用して政治を強化する象徴とされてきましたが、今日は内政外交を行うキーポイントとなっています。国を強くし、庶民に利するよう法律を順調に施行するためには、専門学校を設置し、多くの人材を育成しなければなりません。日本では明治維新の初期に速成司法学校を設立し、官民をして毎日数時間に学校に通わせ、欧米の司法、行政に関する知識を習わせていました。昔の学生の中に、現在高官を務めているものが少なくありません。日本のやり方を倣い、北京で法律学校を設け、試験を通して各省の吏員から学生を募集し、学習修了後、各地に派遣して新政の遂行の補助、地方支配に充てられるべきではないでしょうか。学校開設

の初期に、しばらくの間に臣等が経営しますが、新しい法律が公布されたのち、勅旨を仰がせ専門管理者を派遣していただきます。」

上記の説明と主義主張を踏まえて、上奏文は講義の内容、科目の設置や学校の運営経費の工面及び卒業生の使用といった学校経営に関する具体的な方法を提示した。すなわち、

「第一は、カリキュラムを定めることであります。大学堂章程を調べたところ、法律学科に設置されている科目では、法律原理学、大清律例要義、中国歴代の刑律、中国古今歴代法制考、東西各国の法制比較、各国の憲法、各国の民法及び民事訴訟法、各国の刑事法及び刑事訴訟法、各国の商法、交渉法、西洋諸国法は主要科目とされ、各国の行政機関学、全国人民の財用学、国家財政学は補助科目とされており、頗る整えています。本学はそれらの科目を参照して加減を斟酌し、それぞれ国内外の教員を招き、講義を担当していただきます。ただ、大学堂章程では四年で卒業するものですが、本学は毎日の授業の時間を増やして三年で卒業させるようにしたいと思います。また、速成科を別に設置し、刑法、訴訟法、裁判法等を習わせ、一年半で卒業させようと思えます。

第二は、経費を調達することにあります。教室の賃借料、教員の給与及び書籍・器具・飲食・雑用といった経常費は節約に努めても、毎年恐らく銀貨四万両が必要だと見込まれます。国の財政事情が窮屈している現状を鑑み、政府から費用の交付を請求せずに各省の総督・巡撫によって調達してもらおうと思えます。およそ大規模の省では三千両、中小規模の省では二千両を集金すれば事業が開始できると思われれます。分けて工面すれば少なく

て済むので、各省にとつては大して難しいことではないでしょう。この学校で修了した学生はすべて各省に配置して勤務させる予定です。いま、教育費用が各地方から調達されたもので、卒業生が地方へ配置するというやり方は筋が通るのであります。ただ、設立経費銀約三万両については戸部（財政部）からの交付をお願いしたいと思います。

第三は、任用を広げることあります。最近、官職への道が難しくなり、各省の官職候補者には知識を持たないものが数えきれないほどいます。（研修機関の）課史館が設置されましたが、総督・巡撫は業務処理に忙殺し、自ら督促指導に取り組むことができず、その教育は形ばかりとなつてしまい、重要な業務が現われると、本省には適任の人材がいなく、他省から採用せざるを得なくなつています。平日でも人材が不足する問題が存在しているので、将来新しい法律が公布された場合に、人材の需要がさらに高まり、法律の趣旨をわかまえる者が多くいなければ法律の施行が難しくなります。法律の学習者は卒業後、大臣を派遣して試験を施し、ランクを付けるようにしなければなりません。優秀者については吏部に推薦して皇帝へ謁見させ、従来の官職等級にに応じて道府、直隸州知州、知県として勅旨を請つて任用します。もし、学問や身につけた知識を活かすことができれば、当面の政治にも役立つであります。⁽⁴⁾

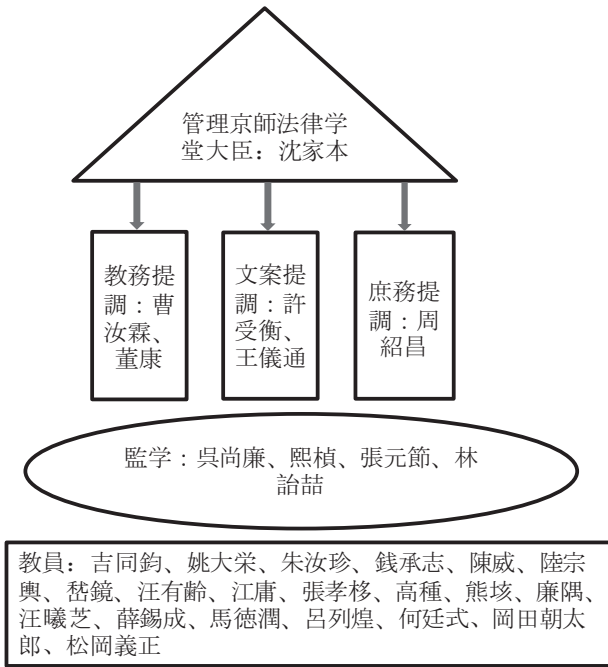
なお、伍廷芳、沈家本は新しい政治の推進に備える人材を育成するために、各省の課史館内に「仕学速成科」を設けて、四〇歳以下の「候補道府、佐雜」の官吏及び地元の名士から選抜して法学の学習に通わせることも奏上した。⁽⁵⁾

同年三月二〇日、清朝廷軍機処は皇帝から下された伍廷芳らの上奏文をさっそく学務大臣孫家鼐に下付し、対応の措置について検討を命じた。それを受けて光緒三十一年七月三日（一九〇五年八月三日）孫家鼐は回答の上奏文を提出し、法律学校の設置に関する伍廷芳の主張は「当面早急に成し遂げなければならない急務」だとして、詳しい章程を作成するよう全面的に支持を表明した。このようにして、政府の許可を受け、修訂法律大臣は早速「法律学堂堂程」を制定し、開校の準備に取り組んだ。

「法律学堂堂程」には「設学総義章」（学校の創立趣旨）、「学科程度章」、「職務規程章」（職務規則）、「学堂試験章」（試験規則）、「寄宿舎規程章」（学生寮規則）、「全堂通行規程章」（全学通用規則）、「講堂規程章」（教室規則）、「運動場規程章」（運動場規則）、「会食堂規程章」（食堂規則）、「礼儀規程章」（礼儀規則）、「休暇規程章」（休暇規則）、「学堂禁令章」（学校禁止規則）、「外部訪問者接待規程章」（外部訪問者の対応規則）、「図書館規程章」（図書館規則）、「経費規程章」（経費規則）、「督察出入規程章」（監督出入規則）などの規則が含まれている。「設学総義章」では「すでに官位に着いた人員が国内外の法を学修し、政治知識を身につけ、応用に活かすことを目的とし、裁判の人材を育成し速効を収めることを期する」と学校の目的を裁判人材の育成に定められている。⁽⁶⁾

一年以上の準備作業を経て、京師法律学堂は一九〇六年一〇月に正式に発足した。清朝廷は一九〇六年一〇月二〇日に『図書集成』を学校成立の記念品として贈呈し、法律学堂の成立に祝いを表した。このようにして司法実務の人材を育成する法学教育が本格的に始まったといえよう。

図1 京師法律学堂の組織構造図



注：筆者が「修訂法律大臣訂定法律学堂章程」と「法律学堂同学録」に基づいて作成。

二 京師法律学堂の組織構造と教育状況

図1に示されたように、京師法律学堂は「管理京師法律学堂大臣」に任命された沈家本をはじめ、教務提調には曹汝霖、董康、文案提調には許受衡、王儀通、庶務提調には周紹昌、監学には吳尚廉、熙楨、張元節、林詒喆などが委嘱され、学校の運営陣が体制を揃ったといえよう。また、教員も錚々たる顔ぶれが見られ、開校とともに赴任していた日本人教員岡田朝太郎、松岡義正以外に、ほとんど国内の一流学者と官僚であった。その中に吉同鈞、姚大榮、朱汝珍、錢承志、陳威、陸宗輿、嵇鏡、汪有齡、江庸、張孝移、

高種、熊塚、廉隅、汪曦芝、薛錫成、馬德潤、呂列煌、何廷式、などの名前が並んでいる。⁽⁸⁾

その中に、吉同鈞は有名な刑法学者で、陸宗輿、江庸などはその後当時の政府大臣まで拔擢された人物である。⁽⁹⁾ 教職員の中に、許受衡、周紹昌、吳尚廉、張元節、林詒喆、姚大榮、陳威、薛錫成、馬德潤、呂列煌諸氏が日本留学または日本視察の経験があつたかどうか確認できないほかは、すべて日本留学または日本視察の経験者である。なお、教職員の半数以上は修訂法律館の職員でもある。

京師法律学堂の学生は、三年で修了する「正科」と一年半で修了する「速成科」と分けられ、それぞれの学習科目が異なっている。「学科程度章」で定められた「正科」は履修科目が下記の通りとなっている。第一年には、大清律例及び唐明律、現行法制及び歴代法制沿革、法学通論、經濟通論、国法学、ローマ法、民法、刑法、外国語、体操、第二年には、憲法、刑法、民法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、裁判所編成法、國際公法、行政法、監獄学、訴訟実習、外国語、体操、第三年には、民法、商法、大清公司律、大清破産律、民事訴訟法、刑事訴訟法、國際私法、行政法、財政通論、訴訟実習、外国語、体操などが設けられている。一週間の授業時間は三六時間となっている。⁽¹⁰⁾ 表1はその科目と週間の授業時間を示したものである。

一学期の講義時間を一五週間とするならば、表1に掲載された各科目の全授業時間数は表2に示された通りである。

表2の授業時間数から分かるように、外国語が一番重要視されている。殆どの新しい法律は日本人顧問によって日本法を参考に起草されるものなので、外国語とは基本的に日本語と同義語であろう。次に重視されているのは訴訟実習(三〇〇時間)、民事訴訟法(三〇〇時間)、民法(三〇〇時間)、刑法(二八五時間)の勉強である。裁判

表1 京師法律学堂の講義科目と週間の授業時間数

第一学年				第二学年				第三学年			
上半期		下半期		上半期		下半期		上半期		下半期	
科目名	週間の授業時間数	科目名	週間の授業時間数	科目名	週間の授業時間数	科目名	週間の授業時間数	科目名	週間の授業時間数	科目名	週間の授業時間数
大清律例及び唐明律	4	大清律例及び唐明律	3	憲法	3	刑法	3	民法	4	民法	4
現行法制及び歴代の法制沿革	4	現行法制及び歴代の法制沿革	3	刑法	4	民法	4	商法	2	商法	4
法学通論	6	法学通論	4	民法	4	商法	3	大清公司律	2	大清破産律	2
経済通論	4	経済通論	4	商法	3	民事訴訟法	6	民事訴訟法	4	民事訴訟法	6
国法学	4	国法学	4	民事訴訟法	4	刑事訴訟法	3	刑事訴訟法	2	国際私法	4
ローマ法	2	ローマ法	2	刑事訴訟法	4	国際公法	2	行政法	3	財政通論	4
刑法	6	民法	4	裁判所編制法	2	行政法	2	国際私法	3	訴訟実習	6
外国語	4	刑法	6	国際公法	2	監獄法	3	財政通論	3	外国語	4
体操	2	外国語	4	訴訟実習	4	訴訟実習	4	訴訟実習	6	体操	2
		体操	2	外国語	4	外国語	4	外国語	4	卒業論文	
				体操	2	体操	2	体操	2		
小計	36	小計	36	小計	36	小計	36	小計	36	小計	36

出典：上海商務印書館編訳所 編纂『点校本 大清新法令 1901～1911』（第三卷）商務印書館、2011年7月、第393～395課程表に基づいて作成。第三学年の上半期の週間の授業時間数は36となっているが、どれかの科目が間違った数字が付いていると考えられる。

官の養成という目標に合致するカリキュラムの組み合わせといえよう。それに対し、「速成科」では大清律例、唐明律、現行法制及び歴代法制の沿革、法学通論、憲法大意、刑法、民法要論、商法要論、大清公司律、大清破産律、民事訴訟法、裁判所構成法、国際法、監獄法、訴訟実習など一四科目の講義が設置された。しかし、その当時の清朝には大清律例、唐明律、現行法制及び歴代法制の沿革以外の科目で教える法律がまだ制定されていなかった。したがって、この教育課程で大きな役割を果たしたのは日本から招聘された法律教

表2 京師法律学堂の講義科目と授業時間の總数

科目名	第一学年		第二学年		第三学年		合計
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	
大清律例及び唐明律	60	60					120
現行法制及び歴代の法制沿革	60	45					105
法学通論	90	60					150
經濟通論	60	60					120
国法学	60	60					120
ローマ法	30	30					60
刑法	90	90	60	45			285
民法		60	60	60	60	60	300
憲法			45	45			90
商法				45	30	60	135
刑事訴訟法			60	45	30		135
民事訴訟法			60	90	60	90	300
裁判所編制法			30				30
國際公法			30	30			60
國際私法					45	60	105
行政法				30	45		75
大清公司律					30		30
大清破産律						30	30
訴訟実習			60	60	90	90	300
財政通論					45	45	90
監獄法				45			45
外国語	60	60	60	60	60	60	360
体操	30	30	30	30	30	30	180

習たちであることが想像に難くない。

京師法律学堂の設立の目標は新しい法律に詳しい裁判官、檢察官、弁護士といった法曹関係者を育成することにある。したがって、短い数年間で社会に必要とされる有用な司法人材が育成されうるかどうかは合理的なカリキュラムの設計、優秀な教員の選任ができるかどうかにかかわるのみでなく、学生の募集にも大きく関連すると思われる。ところが、どのような人間がどんな選抜方法を通して京師法律学堂で勉強していたのだろうか。これについて、京師法律

学堂が編集した第一期生の名簿からその概況を窺うことができる。

『法律学堂同学録』と名付けられた名簿は縦二五〇ミリ、横一四五ミリ、二〇頁にすぎない小冊子である。名簿は教職員名簿と学生名簿の二項目を設け、前者は「管理大臣、提調、監学、監理員および教員」の氏名を掲載し、後者は学生の氏名を掲載している。名簿には二三二名の学生を収録し、氏名以外に「字」、「年齢」、「出生地」、「略歴」、「住所」も記載されている。⁽¹¹⁾

この名簿に掲載されている学生の情報から京師法律学堂の第一期生の構成および転換期における中国の法律学教育の現実を知ることができる。学生たちの情報を分析したところ、次のような特徴が見られる。まず、学生の年齢はバラバラで、最年少者は一八歳、最年長者は五三歳となっており、後者はほぼ前者の父親と同じくらいの世代である。その中で、一番多いのは三〇〜三九歳の三〇代で、全部で一一人、全体の四九・一四%を占めている。その次に多いのは二〇〜二九歳の二〇代で、六七人、二八・八九%を占めている。三番目に多いのは四〇〜四九歳の四〇代で、二五人、一〇・七六%を占めている。一八〜一九歳の学生は四人しかなく、五〇代も二人（五二歳一人、五三歳一人）にすぎなかった。次に学歴の面では旧科挙試験の合格者が多く、舉人出身者は八一人、進士出身者は六人で全学生の三七・五%を占めている。最後に、官職の任用を待っている中下級官吏が殆どで、そのうち地方の県知事の待機者と中央官庁の主事（現在の課長級相当）が最も多かった。官品の一番高いのは長齡という男で、四品叙されている。官職の一番高いのは法部（司法省相当）の郎中（現在の局長級相当）を務めていた李懿徳である。以上は京師法律学堂の第一期生の概要である。しかし、京師法律学堂は全部で「一期生の甲班と二期生の乙班を募集し、丙班を募集したところで京師法政学堂と合併した⁽¹²⁾」とのことで、乙班と丙班はどれぐらい募集したか資料

がなく把握されていないが、五〇〇人説（呉朋寿）、六〇〇人説（小河）、八〇〇人説（塩田）、一〇〇〇人近い（趙曉耕 李曉暉）などの諸説がある中で、一〇〇〇人近い数字が事実に近いのではないかと思われる。¹³

学生の募集、選抜についてはどのように行われたかよく判明されていないが、京師法律学堂の司法実務者の育成の趣旨をみれば、殆どの学生は各官庁からの推薦によって進学した可能性が高いと考えられる。同学校で監獄班の教育を担当した小河滋次郎の文章はそれを裏付けている。

「法律学堂と云ふのは光緒三二年（明治四〇年—原文のまま）に立てられたもので独立して何れにも属して居らぬ。予が教鞭を執つて居たのは即ち此学堂で、岡田、志田、松岡、岩井、中村等の諸氏も亦此所に居る。此所には現在約六百名程の生徒を有し、既に速成班、即ち一年半程教育した生徒と、完全班と称して、三年間教育を施した生徒と前後二回の卒業生を出して居る。

「予が受持つて居た学生は普通の生徒とは異なつて、予が教育を受けしめんが為に特に監獄班と云ふものに各地方から募集した特別の生徒である此監獄班は表面法部即ち司法省から法律学堂に委託した形になつてあるが、實際は矢張り法律学堂の経営に一任せられ、法部とは殆ど何等の交渉をも持て居らぬ。其監獄班の生徒が総計約百二十人、多くは法部の官吏或は大法院其他の裁判所に籍を有して居る人々から選抜したもので、卒業の上は監獄の官吏として実務の衝に当らしむる筈である。¹⁴」

京師法律学堂の講義および学生の勉強のあり方はどうであつたらうか。その講義ぶりについては、聴講した学生

によって書き残したものがあまりなく、実態は良く分からない。京師法律学堂で学習したことがあり、一九一二年夏に合併後の京師法政学堂一級正科法律班で卒業した呉朋壽がその当時の状況について思い出を書いたことがあるが、法律学堂に対しては批判的な口調で記し、日本人教習の講義については殆ど言及していない。

むしろ、京師法律学堂の講義の風景をよく伝えてくれたのは、当時東京大学法科大学の教員を務めていた塩田環が書き残した「北京見聞録」であろう。彼は一九〇八年春（三月かと思われる）に中国と韓国を旅行し、中国の法律教育の現状を視察した。帰国後、「北京見聞録」と題する文章を作成し、北京における法律教育及び宗教事情の見聞を公にした。この見聞録から日本人教習の活動ぶりを窺うことができる。彼は言う。

「余ハ一日北京ノ城西ニ岡田博士ヲ訪ヒテ京師法律学堂ヲ參觀シタリ。学堂ノ面積約五百坪、建物ハ凡テ西洋建二階ニシテ大小ノ講堂四アリ。会議室編查室教員室図書室等ノ設備又存ス。一講室ニ入レバ岩井学士戦時国際法ヲ講ゼラルルアリ。二百ノ生徒机ニ凭リテ講本ヲ繕キ、通訳ノ口ヲ動かス秋ニ至テ始メテ眼ヲ書ニ移シ或ハ考思スルアリ或ハ記入スルアリ。而モ半バハ無意識ニ席ヲ占メタリトイフモノノ如シ。転ジテ大講堂ニ至ル、四百ノ生徒頻リニ松岡学士ノ民法講義ヲ筆記シツツあり。而モ其態度ハ尚前者ト異ル所ナシ。竊カニ其所以ヲ訊スニ、学堂監督ハ常ニ毎時間出缺簿ヲ拉シテ出缺ヲ点検シ欠席者ハ其得点ヲ減少セラルガ為メ、彼等学生ハ強制的ニ出校スルナリ。従テ出校ハ単ニ其義務ニ過ギズ、多クハ学問ノ研究ヲ問ハズシテ学籍ヲ有スルヲ誇トスルノミ。素ヨリ全部スノ如キモノヲ以テ充サルルニ非ズ。中ニハ極メテ真摯着実ニ研学ヲ積ムモノアリ。試験ノ答案間々教授ヲ驚カスモノアリトイフ。唯概観スレバ法律ノ名ヲ喜ンデ笑ヲ顧ミザルノ徒半バニ居ルヲ聞キ、顧ミテ我学界

ノ現状ニ比シ其相似タル弱点ノ不幸ナルコトヲ悲ム。¹⁵⁾」

塩田の文章から京師法律学堂の教育の事情が窺われる。まず、一つのクラスには履修者が多く、二〇〇人〜四〇〇人にも上り、教育の効果が推してわかる。次に、学生は日本語が分からず、日本人教員は中国語が語れないため、講義は通訳を介して行なわなければならなかった。したがって、講義の内容がどれぐらい正しく学生に伝わったかは判明しない。第三に、学生は出欠の取締りが厳しかったため、講義にこそ出るものの、意欲的に法学の勉強に熱心に取り組んでいたのはやや半分ぐらいしかなかったと、塩田が観察していた。ただ中にも試験成績が教員を驚かせた者もいたようである。

塩田の観察で得た結果と比べれば、小河は自分が教えた学生に対し満足していた模様である。

「学生の教育程度年齢等は非常に不同で、中には高級の官吏も居り、従つて年も相応に長じ、学識経験にも富んだのが少なからぬ。一方には年も若く未だ完全の学歴を有つて居らぬと云ふ人も交つて居る。然し学生の多くは非常に趣味を有つて熱心に勉強したものであるから、数回に行った試験の結果も、概して優秀の成績を挙ぐることが出来て、余は勿論、学校当局も亦大に満足した次第である。¹⁶⁾」と。

しかし、修訂法律館の付属学校の形で開校した京師法律学堂はその状態を一年しか維持しなかつた模様である。

「然れども教育事業を以て独立せしめざるは其本旨ニ叶わざるものあるを以て昨光緒三十三年九月三〇日を以て京師法律学堂の独立を見るに至り法部直轄として毎年一〇万兩の特別会計の下に愈々其事務を拡張することとなれり」¹⁷⁾

とあるように、翌年から、法律学堂は修訂法律館の直轄から法部の管轄と変わった。

そして、京師法律学堂が開設された同じ年、すなわち光緒三十二年一月二〇日（一九〇七年二月二日）に、学部（教育省）は京師法政学堂の開設の上奏文及び学堂章程を呈出し、勅旨により許可を受けた。光緒三十三年、京師法政学堂は京師法律学堂より一年遅れて正式に開校することになった。このようにして、北京には京師法律学堂と京師法政学堂という法律の専門教育機関が二校も開設される運びとなった。財政が逼迫し、法律教員も不足していたその時期に、法律に関する専門教育機関を二校も経営することには無理があつたろう。

「京師法政学堂章程」によれば、この学堂は学制を五年としており、最初の二年は予科（予備科）とし、後の三年は正科とする。正科には政治門（専攻）と法律門（専攻）に分け、予科の学修が修了し、正科に進学した後に専攻を選んで学修することとなっている。同時に、政治家を育成するために、三年制の別科が設けられている。また、各中央機関に就職した新入職員の研修及び整理された職員の再学習のために、講習科も設置され、学習の時間は一年半とされている。予備科の入学者の年齢は二〇〜二五歳以下、別科の入学者の年齢は三五歳以下とされていた。そして、予備科と別科の定員はそれぞれ二〇〇人と一〇〇人である¹⁸⁾。

この二校の相違や特徴及びその後の変遷について、京師法政学堂の開校年に入学し、一九一二年に卒業した同校のOBである呉朋寿は次のような思い出を書いたので、それを引用しておきたい。

「京師法律学堂は計甲乙二班を募集し、修了者は約五〇〇人である。京師法政学堂は一九〇七年にまず別科と予備科の二科を開設し、以後毎年別科と予備科の学生を募集していた。別科は三年で修了し、京師法律学堂の程度に近い。予備科は二年で修了したのち正科に進学し、三年で修了する。一九〇七年から一九一二年にかけて約三〇〇人の修了者が送り出された。京師法政学堂で設置された科目は人倫道德が重視され、体育の科目も設けられていた。正科は直接日本語で聴講し、学生寮が付いていた。これは京師法律学堂と違うところである。京師法律学堂は丙班を募集して間もなく閉鎖され、学生は京師法政学堂に吸収された。同時に財政部所屬の財政学堂の学生も吸収されたのである。一九一二年、京師法政学堂は北京法政専門学校に名称変更し、政治、法律、經濟の三科に分けられた。これをもって京師法政学堂は終結を遂げたことになる。¹⁹⁾」

従来、法律修訂館に法律学堂を設けることは新しい法体制が整備されたとき、法の施行がスムーズに行われるための人材育成に目的を置いていた。法律修訂館の業務は旧法の見直しと新法の編纂であり、教育ではなかった。したがって、京師法政学堂が開校されるに伴い、京師法律学堂の存続が問われていたと考えられる。上記の説明で示されたように、京師法律学堂が第三期生の募集が終わったところで、すなわちわずか三年間の足跡を残して一九〇八年に京師法政学堂に吸収されたことになる。

京師法律学堂および学生たちが中国社会に對しいかなる貢献をしたのであろうか。このことについて、同校の存立時間が短く、法整備事業も辛亥革命によって挫折させられたため、正しい評価を下すのは難しいかもしれない。ただ、趙曉耕、李曉暉が次のように評価している。「京師法律学堂の創立によって夥しい人材が育成され、中国法制の整備にある程度の貢献をしていた。その学校で教育を受けた人材はその後の政治や法整備活動に大きな役割を果たした。たとえば、一九一〇年冬に法律学堂を修了した熊煜、王克忠らが北京法学会を創立し、さらに一九一一年に政法研究所を設立した。京師法律学堂の設立に刺激されて、全国で法律を学習するブームが巻き起こされ、法律学堂は各省で雨後の竹の子のように相次いで設立されるようになった。そのうちに、袁世凱が創立した北洋政法学堂等が良く知られ、法知識の普及、法思想の変革が促された。それ以来中国の法学教育は斬新な段階に入った。」⁽²⁰⁾ また、李貫連の紹介によれば、北京法学会は沈家本から大きな支持を受けた。沈は自ら法学会の初代会長まで務めた。北京法学会は『法学会雑誌』という研究誌を創刊し、近代的法学の宣伝のためにあるべき貢献をしていたとい⁽²¹⁾う。

そのほかにさらに取り上げておかなければならないのは、京師法律学堂の教員を担当し、同時に北京法学会の会員でもある汪有齡が法学会の会員と手を組んで合資で私立朝陽大学を創立したことである。同大学は中華民国が樹立された一九一二年に創立されたもので、法学の研究を重視し、学校の管理が厳しいことで有名であった。この大学には日本人法学者岡田朝太郎、巖谷荪藏、中国人の民法学者余榮昌、民事訴訟法学者石志泉、著名な弁護士・社会活動家江庸、ローマ法学者黄右昌といった内外の著名な学者が招聘され教育にあたっていた。したがって、この大学から数多くの優秀な学生が送り出され、歴年の高等文官試験並びに司法官試験を受けた同大学出身の受験者

は常に高い合格率を維持し、試験成績も高い順位を占めていた。そのために、同大学は当時の教育部と司法部から褒賞を何回も受賞していた。朝陽大学で教鞭をとっていた陶希聖が「朝陽大学二三事」を著し、「中国の法学および司法界において、朝陽大学出身者は第一流、または主流を占めている。法学教育の歴史上では朝陽大学は首位を占めるべきである」と高く評価していた。⁽²²⁾その当時、法学界では「南東呉、北朝陽」（南方には東呉大学があり、北方には朝陽大学があるとの意）および「無朝不成院」（朝陽大学の卒業生がいなければ裁判所が成り立たないとの意味）との説さえあった。⁽²³⁾一九四九年八月五日、朝陽大学は中国共産党に接收され、中国政法大学と改名された。さらに、一九五〇年二月、共産党が直接に創立した華北大学を基盤に中国政法大学を吸収して中国人民大学として再出発した。それ以来、朝陽大学の法学教育は人民大学に継がれ、その後挫折等も遭わされたが、朝陽大学の法学研究の伝統は依然として中国人民大学によって継承されることになった。

上記の経緯を踏まえ、京師法律学堂の最大の貢献は、その教員たちと学生が私立朝陽大学という中国の法学教育史上で大きな足跡を残した教育機関の創立に加わったことかもしれない。

三 京師法律学堂における日本人教員の教育状況

修訂法律館は法律学堂の開校の準備と同時に、日本から法学教員の招聘に努めていた。最初に招聘を受け、学堂の開校とほぼ同時に中国に赴任したのは刑法学者の岡田朝太郎と裁判官兼民法学者の松岡義正の二人である。その後まもなく、監獄事務官の小河滋次郎と商法学者の志田鉦太郎諸氏も招聘を受け中国に赴任した。彼らを招聘する

表3 日本人教員の分担した講義科目

氏名	分担した講義名	主な講義場所	兼職した場所
岡田朝太郎	法学通論、憲法学、行政法、刑法総則、刑法分則、裁判所構成法、刑事訴訟法、法院編制法	京師法律学堂 (京師法政学堂)	京師大学堂
松岡 義正	民法総則、物権法、債権法、親族法、相続法、民事訴訟法、破産法、	同上	京師大学堂
岩井 尊文	国際法、国法学	同上	不明
小河滋次郎	監獄学、監獄法	同上	京師大学堂
志田鉦太郎	商法、会社法、船舶法、有価証券法、国際私法	同上	不明
中村 襄	不明	同上	不明

出典：筆者が関係史料に基づいて作成

契約の内容から明らかに示されたように、岡田ら四人に与えられた仕事は京師法律学堂で法学や法律等の講義を担当することと、修訂法律館で法律案の調査と起案を担当することである。しかし、前述した京師法律学堂のカリキュラムを見れば、法律学堂で開講予定の専門法律課程は殆ど中国でまだ起草、公布されていない法律であったことが分かる。このような背景の下に、専門法律科目の講義を担当する日本人教員が講義に使われる教材は日本の現行法、日本国内で使用されている法学教科書ないし中国のために起草に取り掛かっている法律案を頼りにしなければならなかった。これは、中国の近代的法学教育が全面的に大陸法系に傾いてしまった最も重要な原因ではないかと考えられる。具体的な分析については後日に譲るが、表3が法律学堂の日本人教員が担当した科目の一覧である。

表3で判明されたように教員六人中に担当の講義科目数が一番多かったのは岡田朝太郎で、法学通論、憲法学、行政法、刑法総則、刑法分則、裁判所構成法、刑事訴訟法、法院編制法、計八つも担当していた。次は松岡義正で、かれが担当したのは民法総則、物権法、債権法、親族法、相続法、民事訴訟法、破産法の計八科目であるが、親族法と相続法は中

国語に翻訳した講義の内容からみれば、わずか言及した程度で、一科目として計上されるのはやや無理のようである。その後は志田鉀太郎、小河滋次郎、岩井尊文の順となっている。

これらの日本人教員は漢文の造詣が深いが、直接に中国語で講義を行うことができなかつた模様である。従つて彼らの講義は通訳を媒介にしなければならなかつた。このことは塩田の文章によつて裏付けられている。

「法律学堂ニ於テ学生ガ研究スベキ課目ハ民法商法刑法刑事訴訟法民事訴訟法監獄学及国際法ナリ。之等ノ課目中現在ニ於テ尚開講セラレザルモノアリト雖モ是レ学堂ガ設立後未ダ二星霜ヲ経ザル今日ニ在テハ止ムヲ得ザルナリ。講師ハ日本人ニシテ岡田博士ハ刑法及刑事訴訟法ヲ松岡学士ハ民法及民事訴訟法ヲ岩井学士ハ国際法ヲ新任ノ小河博士ハ監獄学ヲ担任セリ。何モ悉ク通訳ヲ介シテ講義スルヲ以テ多クハ豫メ稿本ヲ生徒ニ交付ス。」²⁴

日本人教員が京師法律学堂で行つた講義の内容はまず中国語に訳して学生に交付したため、彼らは京師法律学堂のために貴重な法学教材を書き残した結果となつた。

これらの教材は中国で刊行された。しかし、ほぼ同じ時間内に二つのシリーズも刊行されている。一つは汪庚年が編集者を務め、京師法学編輯社から出されたもので、書名は『法学彙編（京師法律学堂講義）』とされている（宣統三年五月一五日（一九一一年六月一日）。他の一つは熊元翰（元楷）、熊元襄兄弟が編集者を務め、安徽法学社から出版されたもので、題名は『法学叢書（京師法律学堂筆記）』と題されている。出版時間は一か月遅れての宣統三年六月となっている。両シリーズはともに二二冊で構成されているが、やや異なるところが見られている。

汪庚年が編集したシリーズは東京大学東洋文化研究所大木文庫に収蔵されているので、それを実際に閲覧することが可能である。熊氏兄弟の編集によるものは一部分しか見なかったが、李貴連がそれを調べたことがあり、著書にまとめて公開している。したがって、両シリーズの相違が検証できる。両方の構成を一つの表にまとめて比較してみると、その相違が一目瞭然となるので、表4を参照されたい。

まず、汪氏編集のものは『法学彙編（京師法律学堂講義）』とされ、熊氏編集のものは『法律叢書（京師法律学堂筆記）』とされており、前者は教員達を中心にして、教員の講義を刊行し、後者は学生を中心にして、学生が教員の講義をどのように理解したかをまとめようとしたものである。次に、多くの書名が異なる。例えば、汪庚年編集のものでは『法学通論・憲法・行政法』とされているものが、熊氏兄弟が編集する法律叢書では『法学通論』と『法学通論・憲法』の二冊とされ、前者の『大清刑法総則』『大清刑法分則』『大清法院編制法』や『大清監獄律』など「大清」の二文字が附いている書名は後者ではすべて「大清」という二文字が削除された。『物権法・債権法』は『民法物権』と『民法債権・総論・各論』とされ、前者にあった『親族法・相続法』の書名は後者のシリーズから完全に消えた。内容がそれぞれ一〇頁と五頁しかなかった親族法と相続法は書名にするのはやはり無理があったのだろう。さらに、前者には『破産法』が『民事訴訟法』の巻に収録されており、後者はそれを単独の一巻として刊行している。なお、前者に『経済学・財政学』と一冊にまとめたものを『経済学』と『財政学』の二冊とされた。第四に、講義担当者の表記が異なるものがある。『法学彙編』では『国際私法』の講義者を志田鉦太郎としているが、『法律叢書』では岩井とされている。また、『民法各論』は『法律叢書』において講義担当者を志田鉦太郎としているが、（『民法債権 総論・各論』（法律叢書第十冊の民法債権各論の例言を参照されたい。）法律

表4 京師法律学堂日本人教員の講義に関する二つのシリーズの書名比較

編者名	汪庚年			編者名	熊元翰、熊元襄	
出版社名	京師法学編輯社			出版社名	安徽法學社	
刊行年月	宣統三年五月十五日發行			刊行年月	宣統三年五月呈出、宣統三年六月二日刊行、民國元年九月三日再版、民國二年三月二日四三版、民國三年一二月一五日四版	
書名	法学彙編①			書名	法律叢書②	
番号	各卷書名	講義者	頁数	番号	各卷書名	講義者
第一冊	法学通論・憲法・行政法	岡田	329	1	法学通論	岡田
第二冊	大清刑法總則	岡田	286	2	法学通論・憲法	岡田
第三冊	大清刑法分則	岡田	145	3	国法学	岩井
第四冊	民法總則(上册)	松岡	401	4	国法学	岩井
第五冊	民法總則(下册)	松岡	243	5	刑法總則	岡田
第六冊	民法・物權法	松岡	246	6	刑法分則	岡田
第七冊上	民法・債權法	松岡	160	7	民法總則	松岡
第七冊下	民法・債權法各論・親族法・相続法	松岡	253、10、5	8	民法總則	松岡
第八冊	商法總則	志田	226	9	民法物權	松岡
第九冊	会社法・手形法	志田	118	10	民法債權・總論・各論	松岡
第十冊	手形法・船舶法	志田	132、79	11	商法總則	志田
第十一冊	大清法院編制法	岡田	238	12	商法・会社・商行為	志田
第十二冊	刑事訴訟法	岡田	252	13	商法・有價証券・船舶法	講義者表記なし
第十三冊	民事訴訟法・破産法	松岡	233、112	14	法院編制法	岡田
第十四冊	國際私法	志田	184	15	刑事訴訟法	岡田
第十五冊上	国法学(上卷)	岩井	175	16	民事訴訟法	松岡
第十五冊下	国法学(下卷)	岩井	299	17	破産法	松岡
第十六冊	平時國際法	岩井	225	18	監獄学附監獄律	小河
第十七冊	戰時國際法	岩井	276	19	國際私法	岩井
第十八冊	大清監獄律・監獄学	小河	126、86	20	國際公法	岩井
附冊第一	経済学・財政学	講義者名表記なし	135、35	21	経済学	講義者表記なし
附冊第二	名詞解・秋審条款・審判要略(吉同鈞述)	71、32、21		22	財政学	

出典：①、東京大学東洋文化研究所大木文庫所蔵『法学彙編(京師法律学堂講義)』。全部で四帙に分けられ、第一帙には第1～5冊、第二帙には第6～10冊(但し、第七冊は上下二冊にわけられ、上冊は債權法總論、下冊は債權法各論・親族法・相続法とされている)計6冊、第三帙には第11～15冊(国法学・上)計5冊、第四帙には第15冊(国法学・下)～18冊と附冊第一『経済学・理財学』、附冊第二『法学彙編名詞解・秋審条款・審判要略』計6冊をそれぞれ収録されている。全部で22冊となっている。②、李貴連『近代中国法制与法学』、北京大学出版社、2002年11月、第95頁。

叢書『法学彙編』では松岡義正とされている。明らかに法律叢書の表記が間違っている。最後に、前者に収録されている二二冊目の『名詞解・秋審條款・審判要略』は後者によって除かれた。

ついでに、汪氏編集の叢書のサイズは縦二〇〇ミリ、横は一五〇ミリで、日本の原稿のA5版(二二五×一五〇ミリ)よりやや小さい。なお、一頁には一三行、一行は三五文字と印字されている。それに対し、熊氏編集のものはサイズが二倍近く大きい。

当該シリーズの存在は当時、日本人教員が京師法律学堂で講義した具体的な内容を調べ、中国の近代法と日本法との関係を知る手がかりとして大きな役割を果たすものと思われる。ただ、ここではそれらのことを掘り下げるのを控え、松岡義正が担当した民事関係法律の講義内容にメスを加え、清末における民事法の整備及び教育に対する松岡の役割を分析してみたい。

四 松岡義正が担当した民事法の講義状況

表4に掲げられた書目から分かるように、松岡義正は北京法律学堂で民法総則、民法物権法、民法債権法、民事訴訟法、破産法の講義を担当していた。これは東京大学法学部近代法制資料室に収蔵されている(『松岡義正関係文書』(東京大学法学部近代立法過程研究会編集、昭和五〇年四月)と題する資料によって傍証されている。それを調べてみると、松岡義正が担当した講義の手書き原稿とみられるものや、彼が担当していた民法債権法、物権法、破産法の講義を中国語に翻訳したものが部分的に入っている。翻訳を担当したのが誰だか不明だが、そのガリ版の

印刷物にそれぞれ甲班、乙班、旧班、研究科と書かれていたため、複数の人が翻訳を分担した模様である。そして、その中国語訳の『民法講義・物権法』、『破産法講義』を『法学彙編』に刊行された『民法・物権法』、『破産法』とそれぞれ照合してみた結果、法学彙編として刊行されたものはこの翻訳文をそのまま使っていたことが判明した。また、この中国語訳の講義に所々で日本語により「試験はここより」、「試験」または◎、○の印が付いている。これは松岡義正がこの中国語の講義翻訳稿に目を通し、それを使用していたと推測される。以下は松岡が担当した民法論総則、民法物権法、民法債権法、民事訴訟法、破産法の順で検証し、松岡の講義内容を紹介してみたい。

(1) 『民法総則』に関する講義について

表5に示されたのは『松岡義正関係文書』に収蔵されている手書きの日本語原稿『民法総則』、『法学彙編』の上二冊として刊行された中国訳『民法総則』、および明治四〇年に刊行された松岡義正執筆の『民法論総則(明治二九年)』の目次の比較表である。

『松岡義正関係文書』に収蔵されている手書きの日本語原稿『民法総則』の表紙に「『民法総則』(法学士 松岡義正講述)」と記されている。その筆跡を松岡のものとは照合すれば、これは明らかに松岡が書いたものではなく、松岡が北京法律学堂で行った民法総則講義を日本語の堪能な助手が聴講者または通訳の担当者が採取したメモのような原稿である。メモには、手直しの筆跡も付け加えている。この『民法総則』の中国語訳は同関係文書にはみられなかったが、下表に示されたように、この手書の講義原稿の目次は中国語訳『民法総則』の目次とほぼ同じであり、ただ章立ての表示が少し異なっている。刊行された中国語訳の『民法総則』はこの手書メモを元に翻訳したに

表5 松岡義正の講義『民法総則』日本語手書きメモ、中国語訳刊行物と日本における出版著書『民法論総則』の目次の対照

日本語手書きメモの目次①		中国語訳刊行物の目次②		民法論総則の目次③	
諸言		緒論		諸論	
		第一章 民法之本質		第一章 民法の本質	
		第二章 民法之意義		第二章 民法の意義	
		第三章 民法之沿革		第三章 民法の沿革	
		第四章 民法之内容		第四章 民法の内容及び分類	
		第五章 民法之系統		第五章 民法の系統	
第一編	総論	第一編		第一編	総則法
	第一章 私権	第一章 民法法規		第一章	民法法規
		第二章 民法之淵源		第二章	民法の淵源
		第三章 民法之効力		第三章	民法の効力
		第四章 民法之適用		第四章	民法の適用
		第五章 民法関係		第五章	民法関係
		第六章 権利及義務		第六章	権利及び義務
			第一節 権利之觀念		第一節 権利の觀念
			第二節 権利之觀念		第二節 義務の觀念
第二編	私権の主体	第七章	私権の主体	第七章	私権の主体
	第一章 人(自然人)		第一節 私権主体之觀念		第一節 私権主体の觀念
	第二章 法人		第二節 自然人		第二節 自然人
第三編	私権の客体		第三節 法人		第三節 法人
	第一章 有体物(即ち物)	第八章	私権之客体	第八章	私権の客体
	第二章 無体物		第一節 私権客体之觀念		第一節 私権客体の觀念
			第二節 物即有体物		第二節 有体物(即ち物)
			第三節 無形的生活資料		第三節 無形の生産資料
第四編	私権の得喪及び変更	第九章	私権之得喪失及変更	第九章	私権の得喪及び変更
	第一章 概念		第一節 私権之得喪及変更之意義		第一節 私権の得喪及び変更の觀念
	第二章 法律事実		第二節 法律事実		第二節 法律事実
	第三章 法律行為		第三節 法律行為		第三節 法律行為
	第四章 時(期日及期間)		第四節 時(期日及期間)		第四節 時(期日及期間)

注釈：①東京大学法学部近代法制資料室（『松岡義正関係文書』（東京大学法学部近代立法過程研究会編集、昭和50年4月））に収録されている手書きの日本語原稿『民法総則』、②は東京大学東洋文化研究所大木文庫所蔵『法学彙編』第4～5巻の目次、③は松岡義正著『民法論総則（明治29年）』（日本立法資料全集）信山社出版、平成18年8月20日。（原著は清水書店、明治40年9月1日発行）の目次（節以下の細目を省略した）に基づき筆者により作成した。

間違いないといえる。

筆者はこの日本語による手書きメモを日本で刊行された松岡の著書『民法論総則（明治二十九年）』と読み比べてみた。原著『民法論総則（明治二十九年）』は目次だけで二五頁に及び、全書は六二六頁の厚さで、一頁はおよそ四三四文字で印刷され、延べ二七万字以上の巨著といえよう。他方、手書きメモは全部で一二五頁、一頁に約二六四文字しかなく、全部で三万三千字ぐらいいしかない。したがって、この手書きメモはまさに松岡の原著の濃縮版に過ぎない。ただし、『法学彙編』に収録されている中国語訳の『民法総則』は上下二巻とされており、上巻は四〇一頁、下巻は二四三頁、合計六四四頁もある。一頁には約四五〇文字で印刷されており、その文字数は日本語の原著とほぼ同じである。とにかく、松岡義正は北京法律学堂で民法総則を講義したとき、自分の著書を教科書として使っていたと思われる。そのため、松岡の講義内容及び講義の着目点については検証することが可能である。以下は松岡の原著を照らしながら彼が北京で講義した民法総則の内容を説明してみたい。

前記の説明で分かるように、松岡の原著『民法論総則』は内容が充実したものに対し、中国での講義内容はその十分の一に過ぎなかった。但し、手書きメモも刊行された中国語訳の刊行物も原著の内容を全部カバーしている。原著の内容をすべて講義できなかった理由は二つ推測される。一つは塩田の現地見学のエッセーに書かれているように、クラスの履修人数が多すぎ、且つ、講義は通訳を介して行わなければならないため、その講義速度は控えなければならない。二つ目は学生の法律に関する知識が少ないため、全く新しい近代的民法に対する理解は難しかったであろう。したがって、講義するとき、法律の概念、意義や主なものしか説明できない。これは手書きメモでも判明している。以下は『法学彙編』に収録されている中国語訳の『民法総則』をもとに松岡が京師学堂で行った民

法教育の模様を検証してみたい。

周知のように、日本民法はドイツの民法を参照に編纂されたものである。ドイツの民法は成文法、法律概念、法律の構成を重視するパンデクテン法学理論に基づいて、総則編、債権法、物権法、親族法、相続法の五編体制として編纂された。日本はそれを做つたとき、同じく五編体制を採用したが、債権法と物権法の順序を逆にして、総則、物権法、債権法、親族法、相続法という日本民法典を定めたのである。その相違に関して松岡は京師学堂の学生に次のように解説した。「債権は物権から生じるもので、事務の発生順序としては必ずやまず物権があつてのち債権が発生するのであるが、ドイツは債権を先に定めたのは、総則の次に債権法の適用範囲が最も広く、人類の生活関係にも債に関するものが多いと思つたからである。言い換えれば、日本の民法は物権法の次に債権法を定めたのは事務の発生する順番を重視し、ドイツは使用範囲の広さに注目したことにある」と²⁵⁾。上記の相違を踏まえ、松岡義正は、自国日本の民法体系、即ち総則、物権法、債権法、親族法、相続法の順番で民法講義を行つていた。

松岡は名義上、京師法律学堂の教員として招聘を受けて中国に渡航したが、与えられた最も重要な課題はむしろ清朝廷のために今まででなかつた斬新な民法典を起草することである。したがつて、中国の学生に新しい民法を理解させるために、松岡は民法の具体的内容を講義するとともに、民法の実質に関する学修、研究および理解を求めた。彼は講義の冒頭に、民法の学修は形式に拘らずにその精神への理解に重きを置かなければならないなど学習の方法を強調して見せた。彼は次の三点を取り上げていた。

「第一に、形式に拘つてはいけない。形式に拘れば何も習得できない。とりわけ法律学の学習者はそれを戒め

なければならぬ。形式に拘るならば、法律の精神を理解することができないところか、法律により害われかねない。どの国でもその国なりの法律があり、その法律を遵守させるには形式ではなく精神による。とにかく法律に精神を入れれば国が強くなり、精神を込めなければ国が弱くなる。ローマ帝国時代に大法律家が最も多く、その国がますます強くなり、歴史上黄金時代と呼ばれた。法律に精神があったからこそである。末世に至って形式のみに拘り、法律の適用がうまくいかなかったため、衰微に至ったこととなった。」

「第二に、書物の精微を理解しなければならぬ。法律家の学説はそれぞれ異なる。況や学術が進んでいる時代にあたり、前人が著した書物に後人によって批判するところがないというのは間違いである。重要なのはその精微を見きわめ、その優れるところを取り入れるのみである。故に学説を研究するには、必ずやその学説の是非を理解してはじめてその学習が有益となる。先人の旧説を守り、選択取捨を知らなければ、必ずや盲従になってしまう。」

「第三に、学習の姿勢を正しくしなければならない。学問は少し勉強しただけで習得できるものではない。法学は短時間で精通できるものではない。学習は事務処理と違い、学問の全部を研究し、すべて理解できたときこそ、発した議論が適切なものとなる。深く研究してその理屈を完璧に理解せずに発した議論は必ず的外れてしまう。これも法学者が犯しやすい病気である。平時学問に対する理解ができなければ、法的業務に従事するようになった場合、呆然として着手するところを知らず、自分が辛いばかりでなく、国や社会もその害を受けてしまう。学問に触れただけで止める弊害を克服するには、分析、沿革、比較、哲理といった四つの方法を使えばよい。」⁽²⁶⁾

松岡はまた、民法の本質は、国の秩序を維持することにあり、民法を軽視すれば国の滅亡に繋がると強調していた。彼が言う。「民法はほかの法律と同じように国の秩序を維持するために存在するものであり、秩序の維持は人類の共同生活を保全する必要な条件である。歴史に示されたように、秩序を重視する人類は発達し、それを軽視するものは滅亡する。それが故に、国がその秩序を維持するために人類の行為に関する法則を設けるとともに、これらの法律を実現させるには効力上もつとも適切な法則を作るのである。民法は前者の法則に属し、民事訴訟法は後者の法則に属する」⁽²⁷⁾。

松岡は学生に対して民法が全国に施行できるかどうかはその形式如何ではなく、その実質によつて決められると戒めた。「法には実質と形式がある。実質は人間の精神にあたり、形式は人間の容貌にあたる。……按ずるに法とは必ず実質と形式から構成される。しかし、形式あり実質のない法は悪法であり、明らかなのは法が必ずやまず実質を持たなければならないのである。……民法はその国の風習、人情、慣習を研究したうえにできたもので、それに反するものは全国で施行されることができない。したがって、法律が定められたにもかかわらず全国で施行できなかったものは、必ず実質上に欠陥が存在している」⁽²⁸⁾。

続いて松岡は民法の意義について次のように述べた。「民法の実質的意義は広義と狭義に分かれており、広義の民法は法の全体である。……法律には公法と私法がある。公法とは国家と人民との関係の法であり、私法とは人民と人民との関係の法である。……民法は私法の全体である。……私法は個人の関係を支配する法である。民法は常に私法と同じ意味に使われている。……そもそも公法は権力者と他の人格者、即ち権力者と無権力者との関係を定める法である。憲法、行政法、刑法、民事刑事訴訟法などは国家内部の関係を規定する法である。……私法は無権力

者間の関係を定める法である。したがって狭義の民法、商法、国際私法などは個人の関係を規定する法であり、私法である。団体も個人と同じである。⁽²⁹⁾」

中国でどのように民法典を編纂するかについて、松岡はイギリス、フランス、ドイツ諸国の民法編纂の歴史的沿革並びに世界諸国における古今の法典編纂の方針に関する日本民法学者穂積陳重の研究を説明したうえ、世界諸国の法典編纂の政策を撫慰策、持久策、統一策、整理策と一新策の五種類に分類することができるとした。なお、日本の法典編纂には統一策を兼ねて一新策が採用されたという。

それを踏まえ、松岡は「中国で法典編纂にどんな政策をとるべきか」と設問してみせた。この設問に対し、松岡は次のように回答していた。つまり、「今、世界諸国が相互に交流しあい、鎖国ができない時代なので、絶対に古い法規を墨守してはならず、一新策を採用しなければならぬ。なお、各省の章程命令は各自に定められており、それぞれ異なり、統一には大きな欠陥を抱えているがゆえに、統一策を取るべきである。また、中国は従来文明の国で、使える法が夥しい。保留してもよいものについては整理を行い、それが整理策となる。したがって、中国における法典編纂策は日本よりも一つ多くなり、日本以上に難しくなるのである。学者としては法典の編纂とは国の法典を整理し、公力を有する法律書を定める事業であることを銘記しておかなければならない。それが故に、法典の編纂は法律の実質をよくし、法律の形式を改善することに目的を置いている。もし法律の実質が悪く、道徳の觀念が社会的事情に適應しないならば、社会的秩序が維持されなくなる。法律の形式が備わらず、疑義が噴出し、その条文の意味が曖昧であるならば、個人としては法に基づき権利を主張し、義務を履行することができなくなるであろう。古今各国が法典の編纂に力を注ぐのはそのためである。⁽³⁰⁾」

なお、松岡は日本の民法編纂の歴史を例にして、中国で民法編纂の必要性と緊迫性を強く訴えた。彼は次のように述べていた。

「日本では民法編纂に二つの理由があつた。一つは条約を改正し、各国の領事裁判権を廃止するためである。他の一つは国民を社会の新事物に適応させるためである。日本はヨーロッパ諸国と交流しあう初期に、何もかも失敗し、領事裁判権は最悪である。今、日本は条約を改正し、領事裁判権を取り戻したのは、空言により実現されたものではなく、行動でそれを求めたため手に入れたのである。現在の日本はヨーロッパ諸国と対等の地位に立っているが、以前の日本は絶対に不可能であつた。それが実現されたのは政府のみの功績ではなく、国民も大きく寄与した。法典編纂にあたり、領事裁判権の取戻しに関心を寄せ、各国と同じようにしようとした。したがって、日本の古い慣習を脇に置いて法律を一新させることにしたため、いまだに使われている古い法律が殆どなくなつた。それは国民にとっては頗る不便であつた。しかし、政府や臣民は新しい法律が自分にとっては不便であることを知りながら、領事裁判権を取り戻そうとしたため、自分に不便であっても新法律の施行を最大の政策とした。時間がたつに従い段々慣れてきて、みな便利を感じるようになり、領事裁判権も遂に取り戻し、目的が達せられた。中国に即して言えば、このことは最も重要なことであろう。今日新たに法律を定めることは、自国の国民を治めるためではなく、外国の臣民を治め、領事裁判権を取り戻すためである。自国の臣民を支配する目的のみならず、新しい法律を作らなくても構わない。新しい法律を作ろうとするのは、明らかに領事裁判権を取り戻そうとするのである。にもかかわらず、自国の事情に拘り、古いものを捨て、新しいものを図ろうとしなければ

ば、領事裁判権の取戻しは決して実現するはずがない。必ず日本の法律の制定策に倣い、外国に対することに目的を置き、国民に不便であつても行ふべきである。古い法律の善たるものを保留し、新しい法律の良いところを採用しなければならぬ。そのようにするならば、新しい法律が制定されるであろう。今、新法律が中国に適しないとする論者は自国民を支配することしか知らず、外国民を支配することを知らないでいる。新法律を攻撃するものに対しこの説をもつてその迷いを破らなければならない。これは諸君の責任でもある。⁽³¹⁾」

民法の内容について松岡は日本の現行民法を踏まえ、「民法は通例として総則法、物権法、債権法、親族法および相続法に分けられる」と説明し、それぞれ次のように定義を行った。

「物権法は物権関係を規定する法である。物権とは人は自分が所有する物に対し、任意に使用し、破棄する完全の権を持つものである。しかし、他人がその物を奪い、侵害しようとする場合に、法律によって保護を受けなければならぬ。そこで物権関係を規定する法則があり、それが物権法という。ただ、物権は事実上物権法にかかわるもので、即ち他人が侵害しない義務を負う関係である。」

「債権法は債権関係を規定する法である。上述した物権は、人類の生活が物にかかり、物権があれば生活に憂いがないように見えるが、実は違う。人は凡ての物を備えることができず、凡ての物を他人に与えないことはさらにできない。したがって人は必ずや物による贈与、貸借、売買の往来が発生する。往来があれば債が発生す

る。債があれば法律上の関係を持つことになる。債権が発生するわけである。簡単に言えば、人が直接に物と関わるのは物権となり、人と人が間接に物に関わるのは債権となる。」

「親族法は親族関係およびそれに伴われる財産関係を規定する法の全体である。親族法は優良なる国民を養成する製造所である。ヨーロッパ法と中国法とは違い、綱常名教に注意を払わないと唱える人がいるが、それは間違っている。ヨーロッパの学者も親族法上にそれに関心を寄せないものがない。親族法を優良なる国民の製造所と言っている人さえいる。確かに、国民の良否は親族法の善悪に関わる。故に各国の富強の根本はすべて親族法にある。親族法が良ければ国民の愛国心が熱い。さもなければ優良なる国民はどこから出てくるのだろうか。日本も親族法に非常に注意を払っている。ヨーロッパ諸国も親族法に特別な注意を寄せている。」

「相続法は相続および遺言を規定する法則の全体である。相続法は親族を維持するものであり、相続がなければ個人は安心して取引を行うことができなくなる。古代から現在に至り、どの国も権利と義務を日増しに強化するのである。相続法がなければ、時間が立つに従いその権利と義務の所在が忘れられてしまう。相続法があれば、権利義務は永久にして変わらない。故に、相続の権利義務の関係は親族に対し大きな影響を与える。相続法の中で遺言について規則を定めることは各国によって重視されている。人間が最も忘れたいののは財産権だからである。しかし、生前に忘れなくても死後には忘れられる。だから、財産権があっても死後には必ずなくなる。遺言をもってやるならば、死後の財産をもって学校や病院を作ろうとするならば、遺言に基づいて行われる。こ

れは死後の財産権を維持する所以である。それがために各国は遺言を非常に重んじている。」

「総則法は物権関係、債権関係、親族関係および相続関係に共通する法規の全体である。

総則法とは物権債権親族および相続という四つの関係の共同の法則である。共同の関係とは何か。事はみな人から始まる。物と債との関係は人によって生じる関係である。いうまでもなく親族相続も人の関係である。故に民法は必ずや人について法則を定める。どの国の民法も人について規定を設けている。人を定めたいえ、能力を規定する。人が同じであるが能力が異なる。たとえば結婚について婚姻能力がないときは結婚できない。相続も同じである。したがって人の次に能力が規定される。能力がある者は必ず能力の目的がある。若し物がなければ、能力が無用である。故にまず人の概念、次に物の概念、最後には人と物との関係が規定され、各種の権利得失の事実が定められる。これは民法の順序である。民法の総則法は民法の根本法といえる。総則法がなければ民法は定められない。」⁽³²⁾

以上述べてきたように、松岡が講義した民法総則は法律自体の講義にと止まらず、中国で編纂予定の民法の事情と結び付けて、西洋諸国、特に日本の法近代化の経験を踏まえ、未来の法曹関係者に有益な意見とアドバイスを提供しようとしたのである。

(2) 物権法の講義について

物権法の講義については、前出『松岡義正関係文書』には松岡の講義から翻訳されたと思われる中国語による原稿が収められている。原稿は二部あり、第一部の表紙には「民法講義 物権法」、第二部の表紙には「民法講義 第五章 地上権」と記されている。前者の原稿用紙の折半の空きに「乙」または「乙班」、後者には「研究科」と書かれている。それは恐らく翻訳を分担したクラス名かもしれない。その目次は表6に掲載された通りである。

それに対し、汪氏編集の『法学彙編』に収録されている『民法物権法』は七章を設け、それぞれ「物権法之概念」、「物権総論」、「占有権」、「所有権」、「地上権」、「永小作権」、「地役権」となっている。『松岡義正関係文書』には「永小作権」「地役権」が欠けている。また、地上権の部分は欠落が激しく、一部分しか残っていない。表7は『松岡義正関係文書』に無く、または欠落した部分の目次である。

他方、明治四一年九月、すなわち松岡義正が中国に赴任した翌年に東京清水書店から『民法論 物権法』(上冊)を刊行している。(上冊)と表示されていることをみれば、松岡は下冊を刊行する予定があったはずだと考えられる。ただし、その後、中国で法学教師と法律顧問として業務が忙しかったためそれを執筆する暇がなかったろうか、中国に滞在していた数年間にその下冊の刊行がみられなかった。そして、日本に戻った後、昭和一四年八月二五日に亡くなるまでに、他の著書を多数刊行したにもかかわらず、物権法の下冊は遂に完成されなかった模様である。また、『民法論 物権法』(上冊)は日本民法の構成に基づいて執筆順を決めた模様であり、日本民法前半の占有権と所有権まで解説し、その後半の地上権、永小作権、地役権、留置権、先取特権、質権、抵当権については触れな

表6 『松岡義正関係文書』に収蔵されている松岡担当の『民法講義 物権法』の中国語訳原稿の目次

第一章 物権法之概念	(肆)引渡	之消滅	(一)国家
第一 性質	(一)意義	(乙)占有保全訴権	(二)所有者
第二 内容	(二)引渡物権	之消滅	(貳)制限之目的物
第三 系統	(三)引渡事項	(丙)占有回収訴権	(一)作用
第二章 物権総論	第三章 占有権	之消滅	(二)継続
第一 意義	第一 意義	(貳)伝来取得	(參)公法の制限
第二 種類	第二 種類	(一)讓渡	(一)意義
(壹)所有権及限定物権	(壹)有瑕疵之占有及無瑕疵之占有	(1)占有的意思	(二)種類
(一)所有権	(一)有瑕疵之占有	(2)占有之転移	(1)不動産所有権之制限
(二)限定物権	(二)無瑕疵之占有	(子)引渡	(2)動産所有権之制限
(1)用益物権	(三)區別之实用	(丑)由於意思表示之引渡	限
(2)担保物権	(貳)正權原之占有及無權原之占有	(二)相続	(肆)私法の制限
(三)实用	(一)正權原之占有	(三)効力	(一)意義
(貳)動産物権及不動産物権	(二)無權原之占有	(參)代理取得	(二)種類
(一)動産物権	(三)區別之实用	(一)原始取得	(1)對於緊急行為之制限
(二)不動産物権	(參)善意之占有及惡意之占有	(二)伝来取得	(2)對於相隣地所有權之制限
(三)实用	(一)善意之占有	第七 變更①	(子)侵入禁止權
(參)本権及占有権	(二)惡意之占有	(壹)他主占有	(丑)使用權
(一)本権	(三)區別之实用	(一)意思之表示	(寅)通行權
(二)占有権	(肆)過失占有及無過失占有	(二)權原之變更	(卯)排水權
(三)实用	(一)過失占有	(貳)惡意占有	(辰)用水權
(肆)主物権及従物権	(二)無過失占有	(參)強暴占有	(巳)設環權
(一)主物権	(三)區別之实用	(肆)隱秘占有	(午)用環權
(二)従物権	(伍)所有所有意思之占有及無所有意思之占有	(伍)過失占有	(未)疏水權
(三)实用	(一)自主占有	(三)區別之实用	(申)界標設置權
第三 効力	(二)他主占有	(陸)直接占有及間接占有	(酉)圍障設置權
(壹)優先權	(三)區別之实用	(一)直接占有	(戌)剪除權
(貳)追及權	(陸)直接占有及間接占有	(二)間接占有	(亥)距離保存權
第四 取得	(一)自主占有	(三)區別之实用	(甲)地上の工作物
(壹)法律之規定	(二)他主占有	(陸)直接占有及間接占有	(乙)地下の工作物
(貳)法律行為	(三)區別之实用	(一)本人之占有的意思之拋棄	
第五 喪失	(陸)直接占有及間接占有	(二)代理人之意思變更	
(一)不基於權利者意思之事實	(一)直接占有	(參)占有物之滅失	第六 効力③
(二)基於權利者意思之事實	(二)間接占有	第九 準占有	(壹)所有權保護之理由
第六 對抗	(三)區別之实用	第十 共有	(貳)所有訴権
(壹)立法主義	第三 効力	第一章 所有權	(一)所有物回復訴権
(一)引渡公示主義及引渡要件主義	(壹)自力保護權及占有訴権	第二 種類	(二)所有權保全訴権
(1)引渡公示主義	(一)占有保護之理由	(壹)不動産所有權	(三)境界確定訴権
(2)引渡要件主義	(1)絶對的占有保護主義	(貳)動産所有權	第七 取得
(二)登記公示主義登記要件主義及地券交付主義	(2)相對的占有保護主義	(參)區別之实用	(壹)原始取得
(1)登記公示主義	(二)自力保護權	(壹)自作用觀察之内容	(一)先占
(2)登記要件主義	(1)意義	(一)所有者之隨意	(二)加工
(3)地券交付主義	(2)要件	(二)積極的作用	(三)混和
(貳)第三者	(三)占有訴権	(三)消極的作用	(四)附合
一 意義	(1)意義	(貳)自範圍觀察之内容	(五)遺失物之拾得
二 權利	(2)種類	(一)地表地上及地下之支配	(六)埋藏物之發見
(參)登記	(3)手續	(二)従物之支配	(貳)伝来取得
(一)意義	(4)消滅	(三)果實之支配	(一)一般承継
(二)登記物権	(甲)占有保持之訴	第六 制限②	(二)特別承継
(三)登記事項	(乙)占有保全之訴	(壹)制限者	(三)有価取得
	(丙)占有回収之訴		(四)無価取得
	(3)手續		(五)死因取得
	(4)消滅		(六)生前取得
	(甲)占有保持訴権		第八 喪失
			(壹)絶對的喪失

(一)所有権之抛棄 (二)所有物之消滅 (三)相對的喪失 第九 共有 (卷)意義 (式)効力 (一)処分權	(二)使用權 (三)管理權 (四)歸屬權 (五)所有訴權 (六)占有訴權 (七)共担義務 (八)注意義務	(參)取得 (一)互有權之取得 (二)共用物共有 (肆)喪失 (一)分割之性質 第五章 地上權 第一 地上權之起源	第二 意義 第三 効力 第四 取得 第五 消滅 代理 (1~44頁次)
---	--	---	---

注：本目次は筆者により表題の資料から抜き取って作成したものである。①は原文のまま。前後関係を見れば、第七、第八、第九、第十は第五、第六、第七、第八となるべきで、②も原文のまま、前後関係からみればここは第四となるべきである。③までの内容は殆ど松岡義正が執筆した『民法論 物權法 上冊』（東京清水書店、明治41年9月刊行）の抄訳である。それ以下の内容は松岡が北京で講義したもののメモと思われる。それを『法学彙編』の第六冊『民法 物權法講義』と照合したところ、小見出しの番号の相違があるものの、内容は殆ど同じである。ただ、『法学彙編』の『民法 物權法講義』には第三章の「第四 取得」の「(式) 伝來取得」、「第十 共有」と第五章の「第八 喪失」、「第九 共有」が入っていない。また、『民法 物權法講義』は全部で七章から構成されているが、第五章以後の見出しと小見出しは第四章までと大きく違うので、別表としてまとめた。

かった。そして、『法学彙編』の一冊として刊行された『民法物權法』も地上權、永小作權、地役權を講義の内容に入れたが、先取特權と担保物權はなぜか民法債權法各論の中に収録されている。

筆者は『松岡義正關係文書』に収録されている『民法講義物權法』の内容から見出しを抜き取り、目次表を作成する過程に、見出しおよび小見出しの分類に漢字数字、算用数字、干支の表示が使われたことについて翻訳者の工夫に感嘆したことがある。しかし、松岡の原著と照合してみると、その使い分けが原著のままとなっていることが判明した。

ただ、『民法講義 物權法』と『民法論 物權法』の内容を読み比べれば、次のようなところに相違が見られる。まず、『民法論 物權法』では法律の学理、物權法の歴史的由来、法律の条文に関する事例の引用について詳しい説明が展開されているのに対し、「民法講義 物權法」では殆どそれを省略し、法律用語の定義、結論及び物權の分類などの翻訳のみとなっている。たとえば、『民法講義 物權法』第二章「第四取得

表7 松岡『民法 物権法講義』（中国語）中の地上権、永小作権、地役権に関する詳細目次

<p>第五章 地上権</p> <p>第一節 地上権之性質</p> <p>第一 地上権者行於土地之上之權利也</p> <p>第二 地上権者使用他人土地之權利也</p> <p>第三 地上権者因所有工作物或竹木使用他人土地之權利也</p> <p>第二節 地上権者之權利義務</p> <p>第一 地上権者不拘於土地所有者得直接行其支配權於土地之上</p> <p>第二 地上権者不拘於土地所有者於其權利之範圍內有以土地貸與他人或以其權利讓與他人及遺贈於他人之權利</p> <p>第三 地上権者與土地之所有者同當服從於權利者間之權利關係</p> <p>第四 地上権者關於權利目的之土地得拒絕第三者之干涉且對於第三者之侵害行為有求救濟之權利</p> <p>第五 地上権者關於其權利目的之事項雖有任意支配土地之權利而其權利之行使常限於其目的範圍內為必要</p> <p>第六 地上権者於所有存於為其權利目的之土地之上之工作物及竹木有處分之權利</p> <p>第七 地上権者須支付定期之地代於土地所有者時有左之權利及義務</p> <p>第三節 地上権之存続期間</p> <p>第一 以設定行為為定地上権之存続期間時從其時間</p> <p>第二 不以設定行為為定地上権之存続期間時即其時間以左之方法定之</p> <p>(一) 有特別之習慣時從其習慣</p> <p>(二) 無特別之習慣時地上権者無論何時得拋棄其權利</p> <p>(三) 地上権者不拋棄其地上権時當事者得以存続期間之確定請求之於裁判所</p> <p>第四節 地上権之消滅</p> <p>第一 目的物之滅失</p> <p>第二 土地之取用</p> <p>第三 權利之地棄</p> <p>第四 存続期間之滿了</p> <p>第五 第三者之取得時効</p> <p>第六 消滅時効</p> <p>第七 混同</p> <p>第八 地上権消滅之請求</p> <p>第六章 永小作権</p> <p>第一節 永小作権之性質</p>	<p>第一 永小作権使用他人土地之物權也</p> <p>第二 永小作権以小作料而使用他人土地之權利也</p> <p>第三 永小作権於他人之土地因為耕作或牧畜而使用他人土地之權利也</p> <p>第二節 永小作人之權利義務</p> <p>第一 永小作人因耕作牧畜於必要範圍內得任意支配土地、行使屬於土地所有者之權能</p> <p>第二 永小作人有讓渡其權利以為權利目的之土地質貸於他人又以其權利供抵當之權利</p> <p>第三 永小作人不得以其為權利目的之土地供耕作牧畜以外之用途</p> <p>第四 付於相隣者之關係</p> <p>第五 永小作人作為權利目的之土地上有物權而付於目的物得拒絕第三者之干涉、對於其侵害行為得行使物上請求權</p> <p>第六 永小作人因其權限而有附屬於土地之工作物竹木之所有權、於其權限之存続期間內得處分之</p> <p>第七 永小作料與借賃同有定期使用料之性質</p> <p>第八 永小作人雖因不可抗力付於收益受有損失時不得請求小作料之免除或減額</p> <p>第九 永小作人因不可抗力引続於三年以上全不得收益又五年以上不得比小作料較少之收益時得放棄其權利</p> <p>第十 永小作人引続二年以上意於小作料之支払且既受破産之宣告時地主得請求永小作権之消滅</p> <p>第十一 關於變更土地之民法第二百七十一條之規定</p> <p>第三節 永小作権之存続期間</p> <p>第一 永小作権之存続期間不得超於五十年又不得下於二十年</p> <p>第二 當事者不定永小作権之存続期間時其期間依左之方法定之</p> <p>(一) 有別段之習慣時從其習慣</p> <p>(二) 無特別之習慣時其期限為二十年</p> <p>第四節 永小作権之消滅</p> <p>第七章 地役権</p> <p>第一節 地役権之性質</p> <p>第一 地役権為行於他人土地之上之物權也</p> <p>第二 地役権為土地所有者於他人土地之上所有之權利也</p>	<p>第三 地役権為土地所有者以他人之土地供自己土地便益之權利也</p> <p>第二 地役権為土地所有者於他人土地之上所有之權利也</p> <p>第三 地役権為土地所有者以他人之土地供自己土地便益之權利也</p> <p>(一) 便益之性質</p> <p>(二) 便益之種類</p> <p>第四 地役権為不可分之權利也</p> <p>(一) 土地共有者之一人不得付於其持分設定地役権、又不得付於其持分取得地役権</p> <p>(二) 土地共有者之一人不得消滅付於其持分因土地而存之地役権、又不得消滅存於土地之上之地役権</p> <p>(三) 土地之分割或其一部之讓渡時地役権存於其各部分或其各部分之上</p> <p>第二節 地役権之權利</p> <p>第一 屬人地役權地役權</p> <p>第二 法定之地益因人為而設定之地益</p> <p>第三 田野地役市街地役</p> <p>第四 積極的地役消極的地役</p> <p>第五 繼續的地役不繼續的地役</p> <p>第六 表現的地役不表現的地役</p> <p>第二節 地役権之取得</p> <p>第一 設定行為</p> <p>(一) 契約</p> <p>(二) 遺言</p> <p>第二 時効</p> <p>(一) 得為取得時効目的之地役権</p> <p>(二) 共有者之取得時効</p> <p>第四節 地役権之効力(原文のまま)</p> <p>第一 要役地之所有者(即地役権者)之權利</p> <p>第二 承役地所有者之權利及義務</p> <p>第五節 地役権之消滅</p> <p>第一 地役権之行使為絕對的不能時</p> <p>第二 地役権與承役地之所有權既混同時</p> <p>第三 承役地之占有者具備取得時効必要之條件為占有時</p> <p>第四 地役権者二十年間不使其權利時</p> <p>第五 地役権者放棄其權利時</p> <p>第六 承役地因公用被徵收時</p> <p>第七 地役権附有解除條件或終期其條件或期限到來時</p> <p>第六節 入會権</p>
---	---	--

注：『民法物権法講義』（『法学彙編』第六冊、東大東洋文化研究所大木文庫所収）の内容から抜き取って作成したものである。

権依法律之規定或依法律行為而取得之」(『民法論 物権法』では第二章「第四取得の(貳) 法律行為」の中で、法律行為について、原著はローマ法主義、フランス法主義、ドイツ法主義について詳しい説明が行われたのに対し、翻訳はその結論のみとなっている。⁽³³⁾ また、第三章の占有権の中にある「ローマ法の占有」、「ドイツ古代法の占有」、「近世諸国の占有」といった占有の歴史的発展の経緯や、占有訴権の発展経緯についてはすべて翻訳されなかった。⁽³⁴⁾ これは松岡が講義中に説明を省略したか、それとも翻訳者がそれを削除したかについてはいまでは確認できていない。おそらく、煩雑な学理や歴史由来の説明よりも学生に法律用語の定義や概念、目的及び実用についての理解を求めたことが優先されたかもしれない。

次に、省略や飛ばしが多すぎるために、原著の意味が正しく伝わらなかったり、前後の意味が矛盾しあったりするところがある。一例として挙げよう。「法律行為」に関し、中国語版では「就日本民法言、專因當事者之意思表示而生其效力(民一七六)。故物權之取得乃意思表示直接之結果、不以引渡(動產物權)或登記(不動產物權)為必要、又非為以物權之設定或移轉為目的之債務履行之效果也。以物權之設定及移轉為目的之法律行為一而債權發生、一面則使取得物權。故僅發生物權移轉之債務之債權契約、與生物權移轉之效力之物權契約、相混而成一個之行為。由是觀之、日本民法亦與民權同(原文のまま)、以意思主義為是者也。⁽³⁵⁾」に続いて、「第三、意思主義專因當事者之表意而生物權取得之效力。故以簡便為宗旨、重意思之自由。以表意言之、法理上似極正當者。然深窺其究竟、實徒成為一片空理、既使取引雜煩、又反物權之法理。⁽³⁶⁾」と結んでいる。これを読むと、松岡は日本民法の意思主義を批判していることが分かるが、何を主張したかについては判明できない。しかし、原文を照合すると、松岡は意思主義を是認する諸国の法律で第三者への侵害に備えて「登記又ハ引渡ナキ間ハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ

得サルモノトシ」に関する制限条文が設けられ、「以テ第三者ノ利益及ヒ取引ノ安全ヲ保護セリ」としながら、「是ヲ以テ物権中ニ第三者ニ対抗スルコトヲ得ル権利及ヒ第三者ニ対抗スルコトヲ得サル物権ノ存在ハ取引ノ煩雜ヲ招キ、又物権ノ本質ヲ害ス」とその問題点を指摘したうえに、「之ニ反シテ物権契約主義ハ登記及ヒ引渡ヲ以テ物権取得ノ要件ト為ス。故ニ第三者ニ対抗スルコトヲ得サル物権ノ存在ヲ見ルコトナシ。從テ取引ノ煩雜ヲ招クコトナク、又物権ノ法理ヲ無視スル弊ナシ。是物権契約主義カ偉大ノ勢力ヲ有シ、意思主義ノ立法的領土ヲ蚕食スル所以ナリトス」と鮮明にドイツ法にある登記要件主義を支持した。⁽³⁷⁾ 多分松岡の日本民法に定められた「對抗主義」に対する批判があるために、松岡が起草した『大清民律草案』にはドイツ法の「登記主義」が盛り込まれたと推測される。

最後に、日本語の漢字で作られた新法律用語の殆どは『民法講義 物権法』で中国語に直さずにそのまま使用されている。物権そのものをはじめ、動産、不動産、取引、引渡、売渡、有体物、無体物、用益物権、収益物権、地上権、永小作権、地役権、入会権など、逐一挙げれば切りがないが、そのまま中国語表記となった。この現象は物権法に止まるものではないが、それまでに中国には全くなかった物権法ではより顕著であろう。事実上、それを機に、日本物権法の殆どの法律用語は全般的に中国に導入され、今日に至っている。

兎に角、両者の相違をみくらべるために、表8と表9に掲載された松岡執筆の『民法論 物権法』(上册)と表6の前半の目次とを照合していただきたい。

表 8 松岡義正『民法論 物権法』(上冊)の目次

第一章 物権法ノ概念	(一)動産物権ニ関スル主義	(3)占有ノ改定
第一 性質	(1)引渡公示主義	(4)返還請求の権譲渡
第二 内容	(2)引渡要件主義	(三)引渡物権
第三 系統	(二)不動産物権ニ関スル主義	(四)引渡事項
第二章 物権通論	(1)登記公示主義	(五)引渡ノ効力
第一 意義	(2)登記要件主義	第七 物上請求権
(壹)本質	(3)地券交付主義	(壹)意義
(貳)目的物	(貳)第三者	(貳)目的
(參)効力	(一)意義	(參)準則
第二 種類	(二)權利	第三章 占有権
(壹)所有權及ヒ定限物権	(參)登記	第一 占有ノ起源
(一)所有權	(一)意義	第二 占有ノ發達
(二)定限物権	(2)種類	(壹)羅馬法ノ占有
(1)用益物権	(1)終局登記	(貳)獨逸古代法ノ占有
(2)担保物権	(2)準備登記	(參)近世諸國ノ占有
(三)區別ノ实用	(三)登記物件	第三 意義
(貳)動産物権及ヒ不動産物権	(四)登記事項	(壹)占有
(一)動産物権	(五)登記手續	(貳)目的物
(二)不動産物権	(1)終局登記手續	(參)作用
(三)區別ノ实用	(子)登記ノ前手續	第四 種類
(參)本權及ヒ占有權	(イ)登記義務者ノ同意	(壹)瑕疵アル占有及ヒ瑕疵ナキ占有
(一)本權	(ロ)登記申請書ノ提出	(一)瑕疵アル占有
(二)占有權	(ハ)登記原因証明書ノ提出	(二)瑕疵ナキ占有
(三)區別ノ实用	(ニ)登記済証ノ提出	(三)區別ノ实用
(肆)主タル物権及ヒ従タル物権	(ホ)第三者ノ許可ヲ証スル書面ノ提出	(貳)正確原ノ占有及ヒ無權原ノ占有
(一)主タル物権	(ヘ)代理權限ヲ証スル書面ノ提出	(一)正確原ノ占有
(二)従タル物権	(丑)登記実施手續	(二)無權原ノ占有
(三)區別ノ实用	(イ)登記申請ノ受理	(三)區別ノ实用
第三 効力	(ロ)登記申請ノ調査	(參)善意ノ占有及ヒ惡意ノ占有
(壹)優先權	(ハ)登記簿ノ記載	(一)善意ノ占有
(貳)追及權	(ニ)登記済証ノ交付	(二)惡意ノ占有
第四 取得	(2)準備登記手續	(三)區別ノ实用
(壹)法律ノ規定	(子)仮登記手續	(肆)過失占有及ヒ無過失占有
(一)動産物権ノ取得	(イ)登記前手續	(一)過失占有
(二)不動産物権ノ取得	(ロ)登記実施手續	(二)無過失占有
(三)相続	(丑)予告登記手續	(三)區別ノ实用
(貳)法律行為	(イ)登記前手續	(伍)所有ノ意思アル占有及ヒ所有ノ意思ナキ占有
(一)主義	(ロ)登記実施手續	(一)所有ノ意思アル占有
(1)羅馬法主義	(六)登記書類ノ保存及閲覧	(二)所有ノ意思ナキ占有
(2)佛國法主義	(七)登記ノ効力	(三)區別ノ实用
(3)獨逸法主義	(1)發生ノ要件	(陸)直接占有及ヒ間接占有
(二)日本民法ノ主義(意思主義)	(2)發生ノ時期	(一)直接占有
(三)制限	(3)効力ノ内容	(二)間接占有
第五 喪失	(子)終局登記ノ効力	(三)區別ノ实用
(壹)權利者ノ意思ニ基カサル事實	(丑)準備登記ノ効力	(柒)私法の占有及ヒ自然的占有
(一)目的物ノ消滅	(肆)引渡	第五 効力
(二)混同	(一)意義	(壹)自力保護權及ヒ占有訴權
(三)時効	(二)種類	
(貳)權利者ノ意思ニ基ク事實	(1)現実ノ引渡	
(一)拋棄	(2)簡易ノ引渡	
(二)讓渡		
第六 對抗		
(壹)立法主義		

表9 松岡義正『民法論 物権法』(上冊)の目次(続き)

<p>(一)占有保護ノ理由 (1)絶対的占有保護主義 (2)相對的占有保護主義 (子)人格保護主義 (丑)所有權保護主義 (寅)秩序維持主義 (二)自力保護權 (1)意義 (2)占有者 (3)相手方 (4)要件 (5)損害賠償 (三)占有訴權 (1)發達 (子)羅馬法ノ占有訴權 (丑)獨逸普通法ノ占有訴權 (寅)獨逸民法ノ占有訴權 (卯)佛國民法ノ占有訴權 (辰)日本民法ノ占有訴權 (2)意義 (3)種類 (子)占有保持ノ訴 (丑)占有保全ノ訴 (寅)占有回取ノ訴 (4)手續 (子)起訴 (丑)異議 (寅)立証 (卯)判決 (5)消滅 (子)占有保持訴權ノ消滅 (丑)占有保全訴權ノ消滅 (寅)占有回取訴權ノ消滅 (6)占有訴權ト本權訴權トノ關係 (子)占有訴權ノ獨立 (丑)本權訴權ノ準備 (貳)償還請求權及ヒ賠償義務 (一)償還請求權 (1)意義 (2)種類 (子)必要費 (丑)有益費 (寅)奢侈費 (卯)區別ノ實用 (3)手段</p>	<p>(子)留置權 (丑)取去權 (寅)賠償請求權 (4)範圍 (二)賠償義務 (1)要件 (2)範圍 (參)動產權ノ取得及ヒ果實ノ取得 (一)動產ノ取得 (1)發達 (2)理由 (3)要件 (4)効力 (5)特例 (子)盜品及ヒ遺失品 (丑)家畜外ノ動物 (寅)不融通物船舶及ヒ (二)果實ノ取得 (1)發達 (2)理由 (3)善意ノ占有者 (4)惡意ノ占有者 (子)狹義ノ惡意占有者 (丑)法定ノ惡意占有者 (寅)準的惡意占有者 (肆)適法及ヒ繼續ノ推定 (一)適法ノ推定 (二)繼續ノ推定 第六 取得 (壹)原始取得 (一)占有の所持 (二)占有の意思 (貳)伝來取得 (一)讓渡 (1)占有の意思 (2)占有ノ移転 (子)引渡 (丑)意思表示ニ依ル引渡 (二)相続 (三)効力 (子)特別承継人 (丑)一般承継人 (參)代理取得 (一)原始取得 (二)伝來取得 第七 變更 (壹)他主占有 (一)意思ノ表示 (二)制限ノ變更 (貳)惡意占有 (參)強暴占有 (肆)隱秘占有 (伍)過失占有</p>	<p>第八 消滅 (壹)代理人ニ依ラサル占有權ノ消滅 (一)占有の所持ノ喪失 (1)占有否定ノ事實 (2)永続的不行使 (二)占有の意思の拋棄 (貳)代理人ニ依ル占有權ノ消滅 (一)本人ノ占有の意思ノ拋棄 (二)代理人ノ意思變更 (三)代理人ノ占有の所持ノ喪失 (參)占有物ノ滅失 第九 準占有 (壹)意義 (貳)効力 (參)取得 (肆)喪失 第十 共有 (壹)意義 (貳)効力 (參)取得 (肆)喪失 第四章 所有權 第一 所有權ノ起源 (壹)共產制 (貳)家産制 (參)個人制 第二 意義ノ發達 (壹)羅馬法ノ所有權 (貳)獨逸古代法ノ所有權 (參)近世諸國ノ所有權 第三 意義 (壹)内容 (貳)制限 (參)目的物 (肆)單一物 (伍)作用 第四 種類 (壹)不動産所有權 (貳)動產所有權 (參)區別ノ實用 第五 内容 (壹)作用ヨリ觀察スル内容 (一)所有者ノ随意 (二)積極的作用 (三)消極的作用 (貳)範圍ヨリ觀察スル内容 (一)地表、地上及ヒ地地下ノ支配 (二)從物ノ支配 (三)果實ノ支配 第六 制限 (壹)制限者 (一)國家 (二)所有者</p>	<p>(貳)制限ノ目的物 (一)作用 (二)繼續 (參)公法的制限 (一)概念 (二)種類 (1)不動産所有權ノ制限 (2)動產所有權ノ制限 (肆)私法的制限 (一)概念 (二)種類 (1)緊急行為ニ対スル制限 (2)相隣地所有權ニ対スル制限 (子)侵入禁止權 (イ)要件 (ロ)手續 (丑)使用權 (イ)要件 (ロ)手續 (寅)通行權 (イ)要件 (ロ)手續 (卯)排水權 (イ)要件 (ロ)手續 (辰)用水權 (イ)要件 (ロ)手續 (巳)設堰權 (イ)要件 (ロ)手續 (午)用堰權 (イ)要件 (ロ)手續 (未)疏水權 (イ)要件 (ロ)手續 附言、工作物共用權 (申)界標設置權 (イ)要件 (ロ)手續 (酉)圍障設置權 (イ)要件 (ロ)手續 (戌)剪除權 (イ)要件 (ロ)手續 (亥)距離保存權 (イ)地上的工作物 (甲)建物ノ築造 (乙)窓ノ建設 (ロ)地下的工作物</p>
--	--	--	---

出典：筆者より松岡義正『民法論 物権法上冊』(東京清水書店、明治41年9月)の目次に基づいて作成。

(3) 債権法の講義について

西英昭氏の調査によれば、松岡義正は中国に赴任するまえに、明治法律学校で債権法を講義し、講義録を刊行した記録がある。⁽³⁸⁾ただし、その講義録は田代律雄（東京控訴院部長判事、法学士）松岡義正（東京地方裁判所判事、法学士）講述『民法債権編講義』（第一章第一節乃至第三節）（明治法律學校）と題し、出版時期は不明だが、西氏はそれを明治三一年度第二學年講義録としている。ただし、同書では、第一章第一、二節は田代により担当し、第三節から第五節は松岡により担当すると記されているが、第一―第三節しか執筆せず、松岡が担当した筈の第四節と第五節はなぜか活字化されていなかった。また、同書は全部で一八四頁と比較的薄い書籍である。その後、松岡により執筆された債権法についての著書が日本で刊行された痕跡が見られない。⁽³⁹⁾

しかし、松岡は中国で債権法総論と債権法各論の講義を全部担当した模様で、かつ彼の講義は中国語に訳され、貴重な教科書として残っている。そして、同じ松岡により講義した筈の内容は熊氏兄弟が編集したものと、汪庚年が編集したものと大きな相違が存在している。表10は熊氏によるものの目次である。

熊編集の『民法債権総論』には次のような例言が書かれている。

「一 本編は日本法学士松岡義正の講義に基づき、且つ松岡氏の著書を参考に編集したものである。

一 本編は日本の現行民法に基づき、更に日本の新旧商法及びその他の法令を引用し、ドイツ、フランス、イタリア、オーストリア諸国の民商法及びスイスの債務法と比較しながら、その繋がりを説明しようとするものである。日本民法のみに基づいて執筆したものとは異なる。故に複雑を避けるために、編者は更に他者の学説を参照しなかつ

表10 熊元襄編集による松岡義正の講義『民法債権法』の目次

<p>民法債権法総論目次</p> <p>第一章 債権法之概念</p> <p>第一 性質</p> <p>第二 内容</p> <p>第三 系統</p> <p>第二章 債権総論</p> <p>第一 意義</p> <p>第二 種類</p> <p>第三 目的物</p> <p>壹 意義</p> <p>貳 要件</p> <p>參 単一債権及聚合債権</p> <p>肆 可分債権及不可分債権</p> <p>伍 一定債権及不一定債権</p> <p>陸 特定物債権及不特定物債権</p> <p>柒 金錢債権</p> <p>捌 利息債権</p> <p>玖 選択債権</p> <p>拾 任意債権</p> <p>第四 効力</p> <p>壹 債務之履行</p> <p>貳 遲滞</p> <p>參 間接訴権</p> <p>肆 廃罷訴権</p> <p>第三章 債務之當事者</p> <p>第一 意義</p> <p>第二 多数當事者之債権</p> <p>第三 連合債務關係</p> <p>壹 意義</p> <p>貳 原因</p> <p>參 効力</p> <p>第四 連帶債務關係</p> <p>壹 意義</p> <p>貳 連帶債務</p> <p>參 連帶債権</p> <p>第五 不可分債務關係</p> <p>壹 意義</p> <p>貳 多数債務者之不可分債務</p> <p>參 多数債権者之不可分債務</p> <p>肆 變更</p> <p>第六 保証</p> <p>(壹)意義</p> <p>(貳)原因</p> <p>(參)効力</p> <p>第四章 債権之變更</p> <p>第一 概念</p> <p>第二 債権之讓渡</p> <p>壹 意義</p> <p>貳 要件</p> <p>參 効力</p> <p>第三 債務之引受</p> <p>第五章 債権之消滅</p> <p>第一 概念</p> <p>第二 弁済</p> <p>第三 相殺</p> <p>第四 更改</p> <p>第五 免除</p> <p>第六 混同</p>	<p>民法債権法各論目次</p> <p>序言</p> <p>第一編 契約</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一節 契約之定義</p> <p>第二節 契約之沿革</p> <p>第三節 契約之區別</p> <p>第四節 契約之成立</p> <p>第一款 総則</p> <p>第二款 申込</p> <p>第一項 申込之性質</p> <p>第二項 申込之効力</p> <p>第三項 申込効力之喪失</p> <p>第三款 承諾</p> <p>第一項 承諾之性質</p> <p>第二項 承諾之効力及其効力發生之時期</p> <p>第四款 広告</p> <p>第一項 広告之性質</p> <p>第二項 広告之撤消</p> <p>第三項 応募者間之關係</p> <p>第四項 優等懸賞広告</p> <p>第五節 契約之効力</p> <p>第一款 双務契約之成立</p> <p>第一項 債務不履行時之効力</p> <p>第二項 債務不能履行時之効力</p> <p>第二款 為第三者利益之契約之効力</p> <p>第六節 契約之解除</p> <p>第一款 契約解除之定義</p> <p>第二款 解除權之發生</p> <p>第一項 因契約之解除權</p> <p>第二項 因法律規定之解除權</p> <p>第三款 解除權行使之方法</p> <p>第四款 多数當事者之解除權</p> <p>第五款 解除權行使之効力</p> <p>第六款 解除權之消滅</p> <p>第二章 贈与</p> <p>第一節 贈与之定義</p> <p>第二節 贈与之効力</p> <p>第一款 普通贈与之効力</p> <p>第二款 特別贈与之効力</p> <p>第三章 売買</p> <p>第一節 総則</p> <p>第一款 売買之定義</p> <p>第二款 売買之種類</p> <p>第三款 売買之予約</p> <p>第四款 定款</p> <p>第五款 売買之費用</p> <p>第六款 売買規定之準用</p> <p>第二節 売買之効力</p> <p>第一款 売主之義務</p> <p>第一項 本有之義務</p> <p>第二項 担保之義務</p> <p>第二款 買主之義務</p> <p>第一項 支払代金之義務</p> <p>第二項 承領目的物之義務</p> <p>第三節 買回</p>	<p>第四章 交換</p> <p>第五章 消費貸借</p> <p>第六章 使用貸借</p> <p>第七章 賃貸借</p> <p>第一節 総則</p> <p>第二節 賃貸借之効力</p> <p>第一款 當事者間之効力</p> <p>第一項 賃貸人及賃借人之義務</p> <p>第二項 賃借權之讓渡及賃借物之転貸</p> <p>第二款 對於第三者之効力</p> <p>第三節 賃貸借之終了</p> <p>第八章 雇用</p> <p>第一節 雇用之定義</p> <p>第二節 雇用之効力</p> <p>第三節 雇用之終了</p> <p>第九章 請負</p> <p>第一節 請負之定義</p> <p>第二節 請負之効力</p> <p>第三節 請負之終了</p> <p>第十章 委任</p> <p>第一節 委任之定義</p> <p>第二節 委任之効力</p> <p>第三節 委任之終了</p> <p>第十一章 寄託</p> <p>第一節 寄託之定義</p> <p>第二節 寄託之効力</p> <p>第三節 消費寄託</p> <p>第十二章 組合</p> <p>第一節 組合之定義</p> <p>第二節 組合之効力</p> <p>第一款 内部關係</p> <p>第二款 外部關係</p> <p>第三款 組合契約之終了</p> <p>第一款 組合之解散</p> <p>第二款 組合員之脱退</p> <p>第十三章 終身定期金</p> <p>第一節 終身定期金之定義</p> <p>第二節 終身定期金之効力</p> <p>第十四章 和解</p> <p>第一節 和解之定義</p> <p>第二節 和解之効力</p> <p>第二編 事務管理</p> <p>第一章 事務管理之定義</p> <p>第二章 事務管理之効力</p> <p>第三編 不当利得</p> <p>第一章 不当利得之定義</p> <p>第二章 不当利得之効力</p> <p>第四編 不法行為</p> <p>第一章 不法行為之定義</p> <p>第二章 不法行為之効力</p> <p>第一節 不法行為之責任者</p> <p>第二節 不法行為之求償權者</p> <p>第三節 賠償之範圍及方法</p> <p>第四節 不法行為之時効</p>
---	--	--

注：本目次は表題の『民法債権 総論・各論』の目次から写し取ったものである。

表11 松岡義正の講義『民法・債権法』（総論）の詳細目次

民法債権法総論	(二)選択権	(一)性質
第一章 債権法の概念	(三)給付之確定	(二)原因
第一 性質	(1)選択権之行使	(三)効力
第二 内容	(2)給付之不能	(1)債権者及債務者間之効力
第三 系統	(拾)任意債権	(2)債務者相互間之効力
第二章 債権総論	第四 効力	(參)連帯債権
第一 意義	(壹)債務之履行	第五 不可分債務関係
第二 種類	(一)履行之時	(壹)意義
第三 目的物	(二)履行之地	(貳)多数債務者之不可分債務
(壹)意義	(三)履行之効力	(參)多数債権者之不可分債務
(貳)要件	(貳)遲滞	(肆)變更
(參)単一債権	(一)債務之遲滞	第六 保証
(一)単一債権	(1)要件	(壹)意義
(二)聚合債権	(2)効力	(貳)原因
(三)區別之实用	(子)強制履行	(參)効力
(肆)可分債権	(丑)損害賠償	(一)保証人と債権者間之効力
(一)可分債権	(寅)危險負擔	(1)債権者對於保証人所有之權利
(二)不可分債権	(卯)契約解除	(2)保証人對於債権者所有之權利
(三)區別之实用	(3)遲滞之終了	(二)保証人及主債務者間之効力
(伍)一定債権	(二)債権者之遲滞	(三)保証人相互間之効力
(一)一定債権	(1)要件	第四章 債権之變更
(二)不一定債権	(2)効力	第一 概念
(三)區別之实用	(子)由於供託之責任免除	第二 債権の譲渡
(陸)特定物債権及不特定物債権	(丑)損害賠償	(壹)意義
(一)特定物債権	(寅)不履行責任免除	(貳)要件
(二)不特定物債権	(3)賠償之終了	(一)指名債権
(三)區別之实用	(參)間接訴権	(二)指図債権
(柒)金銭債権	(一)意義	(三)無記名債権
(一)意義	(二)要件	(四)記名式所持人払之債権
(二)応給付之金銭	(三)効力	(參)効力
(三)効力	(肆)廢罷訴権	(一)譲渡人及譲受人間之効力
(捌)利息債権	(一)意義	(二)譲受人及債務者間之効力
(一)意義	(二)要件	第三 債権之引受
(二)種類	(三)効力	第五章 債権之消滅
(1)約定利息	(四)時効	第一 概念
(2)法定利息	第三章 債権之当事者	第二 弁済
(3)區別之实用	第一 意義	第三 相殺
(三)利率	第二 多数当事者之債権	第四 更改
(1)約定利率	第三 連合債務関係	第五 免除
(2)法定利率	(壹)意義	第六 混同
(3)區別之实用	(貳)原因	
(四)重利	(參)効力	
(五)償還	第四 連帯債務関係	
(玖)選択債権	(壹)意義	
(一)意義	(貳)連帯債務	

註：本目次は作者により汪庚年が編集した『法学彙編』に収録されている松岡義正の講義『民法・債権法』の中国語訳の内容から抜き取って作成したものである。

表12 松岡義正の講義『民法講義 債権法各論』（附担保）の詳細目次（一）

序言	第六款 解除権之消滅	第二節 委任者之義務
第一 法律行為	第二章 贈与	第一款 受任者之義務
第二 法律行為以外之事実	第一節 贈与之定義	第二款 委任者之義務
第一編 契約	第二節 贈与之効力	第三款 委任之終了
第一章 総則	第一款 普通贈与之効力	第十一章 寄託
第一節 契約之定義	第二款 特別贈与之効力	第一節 寄託之觀念
第二節 契約之沿革	第三章 売買	第二節 寄託之効力
第一 口頭契約	第一節 総則	第一款 受寄者之義務
第二 書面契約	第一款 諾充之定義	第二款 寄託者之義務
第三 要物契約	第二款 売買之種類	第十二章 組合
第四 合意契約	第三款 定款	第一節 組合の觀念
第三節 契約之區別	第四款 売買之費用	第二節 組合之効力
第一 双務契約及片務契約	第五款 売買規定之準用	第一款 対内之關係
第二 有償契約無償契約	第二節 売買之効力	第一項 組合之財産
第三 諾成契約要務契約	第一款 売主之義務	第二項 業務之執行
第四 要式契約不要式契約	第一項 本有之義務	第三項 財産及業務之検査
第五 実定契約希幸契約	第二項 担保之義務	第四項 損益之分配
第六 主契約從契約	第二款 買主之義務	第二款 対外之關係
第七 有名契約無名契約	第一項 支付代金之義務	第三節 組合契約之終了
第四節 契約之成立	第二項 承領目的物之義務	第一款 脱退
第一款 総則	第三節 買回	第二款 解散
第二款 申込	第一款 買回之意義	第十三章 終身定期金契約
第一項 申込之性質	第二款 買回特約之効力	第十四章 和解
第二項 申込之効力	第一項 買回由於意思表示	第一節 和解之觀念
第三項 申込効力之喪失①	第二項 債権者之間接訴権	第二節 和解之効力
第一 申込之取消	第三項 對於第三者之効力	
第二 承諾	第四項 買回之効力	第二編 事務管理
第三 拒絕	第一 通則	第一章 事務管理之觀念
第四 變更承諾	第二 特例	第二章 管理者之義務
第五 期間満了	第三款 共有者之一人以買回之特約而売却其持分之場合	第三章 本人之義務
第六 申込者或被申込者之死亡及能力喪失	第四章 交換	
第七 契約目的物之消滅	第五章 消費貸借	第三編 不当利得
第三款 承諾	第六章 使用貸借	第一章 不当利得之觀念
第一項 承諾之性質	第七章 貸貸借	(一) 因他人之財産或勞務受益時
第二項 承諾之効力及其効力發生之時期	第一節 総則	(二) 因之損失及於他人
第四款 広告	第二節 貸貸借之効力	(三) 無法律上之原因
第一項 広告之性質	第一款 於當事者間之効力	第二章 不当利得之効力
第二項 広告之撤消	第一項 貸人之義務	第一 原則
第三項 応募者間之關係	第二項 貸借人之義務	第二 例外
第四項 優等賞懸広告	第三項 貸借權之讓渡及貸借物之賑貸	(甲) 非弁済債
第五節 契約之効力	第二款 對於第三者之効力	(1) 無債務而為弁済時
第一款 双務契約之効力	第三節 貸貸借之終了	(2) 有債務而未至弁済期時
第一項 債務不履行時之効力	第八章 雇用	(3) 非債務者因錯誤而為債務之弁済時
第二項 債務不能履行時之効力	第一節 雇用之概念	(乙) 因不法原因之給付
第二款 為第三者利益之契約之効力	第二節 雇用之効力	
第六款 契約之解除	第一款 勞務者之義務	第四編 不法行為
第一款 契約解除之意義	第二款 使用者之義務	第一章 不法行為之觀念
第二款 解除権之發生	第三款 雇用之終了	(一) 侵害他人之權利
第一項 因契約之解除権	第九章 請負(中國謂之包弁)	(二) 因之生損害之事
第二項 因法律規定之解除権	第一節 請負之觀念	(三) 故意或過失
第三款 解除権行使之方法	第二節 請負之効力	第二章 不法行為之効力
第四款 多數當事者間之解除権	第一款 注文者之義務	第一節 賠償之義務者
第五款 解除権行使之効力	第二款 請負人之義務	第一 未成年者及心神喪失者之不法行為
	第三款 請負之終了	第二 使用者及請負人之不法行為
	第十章 委任	為
	第一節 委任之觀念	第三 工作物占有者之責任

第四 動物占有者之責任 第五 共同不法行為者之責任	第六 正当防衛 第二節 求償者	第三節 賠償之方法 第四節 求償權之實行
------------------------------	--------------------	-------------------------

註：本目次は作者により汪庚年が編集した『法学彙編』に収録されている松岡義正の講義『民法・債權法各論』（下）の中国語訳の内容から抜き取って作成したものである。①の「申込効力之喪失」では申込を申述としているが、前後関係から申込の間違いと判断して、申込と直った。

表13 松岡義正の講義『民法講義 債權法各論』（附担保）の詳細目次（二）

担保 第一章 総論 第二章 留置權 第一節 留置權之性質 第一 留置權者為物上担保 第二 留置權者屬於占有他人之物者之權利 第三 留置權者屬有關於目的物所生之債權者之權利 甲 要有關於物所生之債權 乙 債權要在於償還期 第四 留置權者為占有者至受其債權之償還止留置其物之權利 第二節 留置權之効力 第一款 留置權者之權利 第一 留置權者至受其債權全部之償還止有繼續占有留置物全部之權利 第二 留置權者就自留置物所生之果實有受優先償還之權利 第三 留置權者關於占有物所支出之必要費、有益費、有使所有者償還之權利 第二款 留置權者之義務 第一 留置權者以善良管理者之注意任保管留置物之責 第二 留置權者非有債務者之承諾不得使用留置物及為質貸或之以供担保 第三 留置權者有返還留置物之義務 第三節 留置權之消滅 第一 留置物已滅失時 第二 主債權已消滅 第三 留置權者已失目的物之占有時 第四 債務者供相當之担保而請求質貸權之消滅時 第五 留置權者已違背其義務、自債務者請求消滅留置權時 第三章 先取特權 第一節 總則 第一款 先取特權之性質 第一 先取特權為物權 第二 先取特權者為他物權又為從物權 第三 先取特權者自法律規定所	生之權利 第四 先取特權者為就債務者之財產先他之債權者受自己債權之弁済之權利 第二款 先取特權之目的 甲 權利之目的物 一 売却目的物之代金 二 自質貸目的物所生之債權 三 目的物上所設定物權之對價 四 自目的物滅失毀損所生之賠償金 乙 權利行使之條件 第二節 先取特權之種類 第一款 一般之先取特權 第一 共益費用之先取特權 第二 葬式費用之先取特權 第三 雇人給料之先取特權 第四 日常用品供給之先取特權 第二款 特別之先取特權 第一項 動產之先取特權 第一 不動產質借權之先取特權 第二 旅店宿泊之先取特權 第三 運輸之先取特權 第四 公吏職務上過失之先取特權 第五 動產保存之先取特權 第六 動產質買之先取特權 第七 種苗肥料供給之先取特權 第八 農工業勞役之先取特權 第二項 不動產之先取特權 第一 不動產保存之先取特權 第二 不動產工事之先取特權 第三 不動產質買之先取特權 第三款 先取特權之順位 第一 一般先取特權之順位 第二 一般先取特權與特別先取特權之關係 第三 特別先取特權相互間之關係 第四 同一順位之先取特權者相互間之關係 第四節 先取特權之効力 第一款 關於動產先取特權之効力 第二款 關於一般先取特權之効力	第三款 關於不動產先取特權之効力 第四書 質權 第一節 質權之性質 第一 質權為他物權 第二 質權為從物權 第三 質權為自當事者之意思表示所生之權利 第四 質權為必要占有目的物之權利 第五 質權為占有目的物、且先他債權者以目的物供弁済之權利 第二節 質權之目的物 第一 要為特定之對物 第二 要可得讓渡之物 第三 要為質權設定者之所有物及得所有者之承諾之物 第三節 質權一般之効力 第一 質權者於元本利息違約金質權實行之費用 第二 質權者至完全受其弁済止有留置質物之權利 第三 質權者取取自質物所生之果實、有先於他債權者以之充弁済之權利 第四 質權者有就質物受優先弁済之權利 第五 質權者得為質物之転質 第六 質權者就質物支出必要費或有益費時、有使質物所有者償還之權利 第七 質權者有以善良管理者之注意占有質物之義務 第八 質權者有返還質物之義務 第九 為担保他人之債務設定質權者因弁済其債務或質權之實行已失其質物之所有時、對於債務者有求償權 第四節 動產質 第五節 不動產質 第一 一不動產上之物權非經登記不得以之對抗於第三者 第二 從為質物目的之不動產用法得為其使用及收益 第三 不動產質權之存続期間不得超過十年 第四 不動產質權率用關於抵當權
--	--	---

之規定 第六節 權利質 第一款 權利質之設定 第二款 權利質之実行 第五章 抵当權 第一節 抵当權之性質 第一 抵当權為物上担保 第二 抵当權為行於不動産之權利 第三 抵当權為自当事者之意思表示所生之權利	第四 抵当權為不須占有目的物之權利 第五 抵当權為就目的物其他債權者受弁済之權利 第二節 抵当權之目的 第三節 抵当權之効力 第一款 債權者相互之關係 第二款 抵当者与第三者之關係 第三款 抵当權之実行 第四節 抵当權之消滅	第一 主債權之消滅 第二 抵当不動産之滅失 第三 塗除 第四 第三取得者之弁済 第五 競売 第六 抵当不動産之公用徵収 第七 混同 第八 抛棄 第九 消滅時効
--	---	---

註：本目次は作者により汪庚年が編集した『法学彙編』に収録されている松岡義正の講義『民法・債權法各論』（下）の中国語訳の内容から抜き取って作成したものである。

たのである。

一 本編はなお松岡氏の民法総則及び物權講義を参照していただきたい。」と。

ただ、例言にある「かつ松岡氏の著書を参考に」云々したところの他の著書とは何か分からない。それに対し、汪氏編集のものは何も書かれておらず、目次もすぐく簡略である。表11は筆者が汪氏の編集した書物の内容から抜き取って作成した目次である。

なお、汪氏が編集した松岡の債權法講義録には債權各論をシリーズの第七冊（下）として刊行された。そして、物權法の内容であるべき担保も債權法の付録として収録されている。表12は債權法総論、表13は債權法各論（附担保）の目次である。

上記表10～13の目次から分かるように、熊氏編集の債權法講義は一冊にまとめられたのに対し、汪氏が編集したものは上下二冊に分けられている。そして、汪氏編集の講義録の中にある留置權、質權、先取特權、抵当權は熊氏編集の書籍には収録されていない。

（4）民事訴訟法の講義について

松岡は中国赴任の前、東京控訴院（現在の東京高等裁判所）民事裁判部の部長を

担当したのみでなく、長い間にわたって和佛法律学校、明治法律学校、明治大学、法政大学、早稲田大学、日本大学などの大学で民事訴訟法、人事訴訟法の講義を担当し、それぞれの勤務校からその講義録が刊行され、全部で一〇種類もカウントされる。⁽⁴⁰⁾そして、松岡は梅謙次郎の助手として日本民事訴訟法の修正事業に携わっていた。⁽⁴¹⁾したがって、松岡は民事訴訟法の民事裁判の実務者だけではなく、民事訴訟法の研究者・教育者でもあり、日本現行民事訴訟法の修正事業の参加者でもある。彼ほど適任の民事訴訟法の担当者が他にいないといえる。事实上、松岡は北京法律学校で民事訴訟法の講義を担当したのみでなく、清代の最初の民事訴訟法草案の起草者でもあった。

では、松岡が中国で行った民事訴訟法の講義にはどのような特徴が見られたのだろうか。まず、指摘できるのは松岡義正の特色を浴びる民事訴訟法の構成がなされている。

日本民事訴訟法は条文が多く、内容が複雑なためか、松岡が日本国内の大学で担当した民事訴訟法の講義はその中の一部分にすぎなかった模様である。これは各大学から刊行された民事訴訟法講義の内容から窺える。たとえば、法政大学から明治三七年、三八年に出された教科書『民事訴訟法』では、松岡義正が担当したのは、第三編、上訴、第四編、再審、第五編、証書訴訟及び為替訴訟、第七編、公示催告手続、第八編、仲裁手続とされている。第一編は岩田一郎、第二編は遠藤忠次⁽⁴²⁾、第六編は板倉松太郎によって担当されていた。その教科書も基本的には日本民事訴訟法の編章体制に依じて執筆されている。これは松岡が執筆に加わった民事訴訟法の書籍のみでなく、当時他の学者によって執筆したものにも同様の傾向が見られる。例えば、表(14)に示されたように、大審院判事、法科大学講師、法典調査委員高木豊三が明治二八年に刊行した『民事訴訟法(明治二三年)論綱』(全四卷)もその見出しの順序は基本的に日本民事訴訟法の体裁に従っている。⁽⁴³⁾その中に、江木衷が執筆した『民事訴訟原論』では新し

表14 高木豊三『民事訴訟法 (明治23年) 論綱』の目次

緒論	第三十三節 保証	第六十二節 証拠調総則	第八十七節 差押物の代備に付先拂の請求
第一節 民事訴訟法の大意	第三十四節 訴訟上の救助	第六十三節 人証	第六章 強制執行の停止及び制限
第二節 民事訴訟法所定の事物(訴訟手続)	第二編 訴訟上の権利関係	第六十四節 鑑定	第八十八節 緒言
第三節 民事訴訟法の権利関係	第三十五節 訴訟上権利関係の成立	第六十五節 書証	第八十九節 既に為したる執行処分を取消さざる停止
第四節 民事訴訟と刑事及び行政訴訟との差別	第三十六節 訴訟上必要条件	第六十六節 検証	第九十節 同時に執行を取消す執行の停止
第五節 訴訟手続の種類	第三十七節 起訴の効力、権利拘束	第六十七節 当事者本人の訊問	第七章 債務者の変動
第一編 訴訟主体	第三十八節 権利保護の請求	第六十八節 証拠共通及び証拠抗弁	第八章 保証 救助 休暇費用
第一章 裁判所	第三十九節 裁判官対当事者の関係	第六十九節 証拠保全	第九十一節 保証
第六節 裁判権及び其実行	第四十節 当事者相互の関係	第七章 区裁判所の訴訟手続	第九十二節 救助 休暇
第七節 皇室と裁判所との関係	第四十一節 訴訟上権利関係の終局	第七十節 通常の訴訟手続	第九十三節 執行費用
第八節 狭義裁判権	第四十二節 訴訟手続の中断及び中止	第七十一節 督促手続	第二部 各種の強制執行及び手続
第九節 裁判所の管轄及び裁判籍	第四十三節 中断又は中止せる訴訟手続の回復	第五編 上訴	第九章 金銭の債権に付いての強制執行に関する通則
第十節 事物の管轄	第四十四節 訴の併合	第七十二節 上訴の総論	第九十四節 緒言
第十一節 職務の管轄	第四十五節 主観的訴の併合	第七十三節 控訴	第九十五節 差押の制限
第十二節 土地の管轄(裁判籍)	第四十六節 客観的訴の併合	第七十四節 上告	第十章 有体財産に対する強制執行
第十三節 普通裁判籍	第三編 訴訟行為の方式、種類及び時期に関する一般の原則	第七十五節 抗告	第九十六節 差押の実施
第十四節 財産権上の訴に就いての特別裁判籍	第四十七節 方式	第六編 再審	第九十七節 差押ふ可からざる物件
第十五節 相続裁判籍	第四十八節 訴訟手続の公平主義及び密行主義	第七十六節 取消の訴及び原状回復の訴	第九十八節 差押後の手続
第十六節 不動産の裁判籍	第四十九節 裁判官の行為	第七十七節 証書訴訟及び替訴訟	第九十九節 未収権の果実及び蚕に対する強制執行
第十七節 義務の特別裁判籍	第五十節 当事者の行為	第七十八節 証書訴訟及び替訴訟	第百節 有価証券及び替其他裏書をもって移転すべき債権に対する強制執行
第十八節 強制執行予備の裁判籍	第五十一節 訴訟行為の実行言渡送達呼出	第七十九節 形式的必要要件	第百一節 照査手続及び配当要求
第十九節 反訴の裁判籍	第五十二節 訴訟行為の時期	第二章 強制執行の機関	第十一章 債権及び他の財産権に対する強制執行
第二十節 付帯又は牽連事件の裁判籍	第五十三節 懈怠の結果	第八十節 執達吏	第百二節 執行機関
第二十一節 婚姻縁組禁止産事件の裁判籍	第五十四節 懈怠の結果の除却	第八十一節 執行裁判所	第百三節 差押ふべき権利
第二十二節 裁判籍相互の関係	第四編 第一審の訴訟手続	第三章 強制執行の管轄	第百四節 差押に関する法律上の制限
第二十三節 事物上及び土地の裁判籍の変動	第一章 訴の提起、準備書面の交換及び口頭弁論	第八十二節 強制執行審の裁判籍及び裁判	第百五節 差押の申立及び差押
第二十四節 法律上の共助	第五十五節 訴の提起	第四章 強制執行の手続に対する異議	第百六節 差押後の手続
第二十五節 裁判所内部の構成	第五十六節 準備書面の交換	第八十三節 執行文の付与に対する異議	第百七節 差押及び転付より生ずる債権者債務者及び第三債務者の権利及び義務
第二十六節 裁判所職員の除籍及び忌避	第五十七節 口頭弁論	第八十四節 執行方法に関する抗告(すなわち異議)	
第二章 当事者訴訟代理人及び補佐人	第二章 証拠調	第八十五節 判決に因って確定したる請求其ものに関する異議(実質上の異議)	
第二十七節 当事者たる能力及び訴訟能力	第五十八節 拳証手続の総論	第五章 執行の目的物に関する第三者の異議	
第二十八節 訴訟代理人及び補佐人	第五十九節 証拠、拳証責任、証拠主義	第八十六節 譲渡防止の異議(執行参加)	
第二十九節 従参加	第六十節 証拠の種類		
第三十節 告知参加及び指名参加	第六十一節 推測及び顕著なる事実		
第三十一節 主参加			
第三十二節 訴訟費用			

第十二章 配当手続 第八節 必要条件 配当裁判所 第九節 配当手続 第十節 異議の訴 第十一節 異議完結 後の手続 第十三章 不動産に対す る強制執行 第十二節 通則 第十三節 強制競売	第十四節 強制管理 第十四章 船舶及び其股 分に対する強制執行 第十五節 船舶に対 する強制執行 第十六節 船舶の股 分に対する強制執行 第十五章 金銭の支払を 目的とせざる債権に付 いての強制執行 第十七節 物件引渡	の債務 第十八節 行為又は 不行為義務の実行 第十九節 債務者の 意思表示に付いての 強制執行 第十六章 差押及び仮処 分 第二十節 仮差押 第二十一節 仮処分 第九編 公示催告	第二百二節 公示催 告手続 第二百三節 除権判 決に対する不服申立 の訴 第十編 仲裁手続 第二百四節 仲裁判 断 第二百五節 仲裁判 断取消の訴
---	---	---	--

出典：高木豊三『民事訴訟法（明治23年）論綱』（全四巻、復刻版 日本立法資料全集 別巻143）信山社、平成11年10月。原書は講法会、明治28年～29年出版。

い試みをし、日本民事訴訟法に定められている「区域裁判所における訴訟手続」、「督促手続」、「準備手続」、「証拠保全手続」、「仮差押及び仮処分」、「婚姻及び縁組事件手続」、「禁治産事件の手続」、「証書訴訟及び為替訴訟」、「公示催告手続」、「仲裁手続」などの内容を「特別訴訟手続」にまとめたものもある。⁴⁴ただし、「区域裁判所における訴訟手続」、「準備手続」、「証拠保全手続」といった第一審手続の内容を特別訴訟の手続にすることはやや無理の部分があると思われる。

それに対し、松岡が北京法律学校で民事訴訟法講義のただ一人の担当者であったことに加え、清朝政府のために歴史上初の民事訴訟法草案の起草作業も委ねられていた原因もあったか、松岡は中国での民事訴訟法講義を松岡なりの系統に構成する機会に恵まれていた。表(15)で示されたように松岡の民事訴訟法講義の内容構成は日本で刊行されたものと大きく異なり、民事訴訟手続を通常手続と特別手続に分類して叙述を進めている。彼は第一審から第三審まで正常に争える訴訟を通常手続にし、督促手続、証書訴訟、為替訴訟、仮差押訴訟、仮処分訴訟、破産訴訟、人事訴訟などを特別訴訟にしていた。このような分類によって複雑な民事裁判の形態がわかりやすくなり、民事裁判と刑事裁判の区別さえなかった中国の法的環境のなかで育った学生にとっては、民事訴訟法を学習する煩わしさへの恐怖から解き放される役割も果たしたと思われる。

表15 松岡担当の『民事訴訟法』講義(中国語)の詳細目次

<p>緒言 (尅) 民事訴訟法之本質 (一) 権利之行使 (二) 保護権利之手段 (三) 公力保護 (式) 民事訴訟之意義 (一) 実質的意義 (1) 狭義之実質的意義 第一民事訴訟乃当事者双方及 国家間所成立之両面的法律関 係 第二民事訴訟為單一之法律関 係 (2) 広義之実質的民事訴訟 (二) 形式的民事訴訟之意義 (1) 狭義之形式的民事訴訟之 意義 (2) 広義之形式的民事訴訟之 意義 (參) 民事訴訟之主体 (一) 国家 (二) 当事者 (肆) 民事訴訟之手段 (一) 試験 (二) 私権之確定 (三) 私権之執行 (伍) 民事訴訟之目的物 (陸) 民事訴訟の行為 (一) 訴訟行為 (二) 執行行為及求此之行為</p> <p>第一編 総論 第一章 民事訴訟法之意義 第一 広義之民事訴訟法 (尅) 民事訴訟法乃關於民事訴 訟法之法規之全体也 (式) 民事訴訟法乃公法之一部 分也 第二 狭義之民事訴訟法 第二章 民事訴訟法之内容 (一) 訴訟關係 (二) 執行關係 第三章 民事訴訟法之効力範圍 第一 關於人之効力範圍 第二 關於地之効力範圍 第三 關於時之効力範圍</p> <p>第二編 訴訟關係 第一章 訴訟主体 第一節 国家 第二節 裁判所 第一 意義 第二 種類 (尅) 通常裁判所 (式) 特別裁判所 (參) 區別之实用 第三 權限 第四 組織 (尅) 裁判所之構成 (一) 裁判所之獨立</p>	<p>(二) 裁判所之組織 (三) 裁判所之職員 (式) 裁判所之管轄 (參) 狭義裁判所之管轄 (1) 法定管轄 (子) 事物之管轄 (丑) 土地之管轄 (2) 合意管轄 (子) 管轄合意之性質 (丑) 管轄合意之要件 (寅) 管轄合意之効力</p> <p>第五 法律上共助</p> <p>第三節 当事者 第一 意義 (一) 狭義当事者 (二) 広義当事者 第二 種類 (尅) 原告及被告 (式) 主当事者及從当事者</p> <p>第三 能力 (尅) 当事者能力 (式) 訴訟能力 (參) 演述能力</p> <p>第四 代理及補佐 (尅) 代理人 (一) 法律上代理人 (二) 訴訟代理人 (1) 訴訟代理權之發生 (2) 訴訟代理權之範圍 (3) 訴訟代理之効力 (4) 訴訟代理權之消滅 (式) 補佐人 (一) 補佐之成立 (二) 補佐之範圍 (三) 補佐之効力 (四) 補佐之消滅</p> <p>第二章 訴訟要件 第一 意義 (一) 權利保護之要件 (二) 訴訟妨害事實</p> <p>第二 種類 (一) 因性質要件之種類 (二) 因効力要件之種類</p> <p>第三 効力</p> <p>第三章 訴訟行為 第一 意義 第二 要件 第三 種類 (尅) 当事者之訴訟行為 (一) 方式 (二) 目的 (三) 内容 (四) 地位 (五) 取消 (六) 懈怠 (式) 裁判所之行為 (一) 方式 (二) 目的</p>	<p>(1) 訴訟之指揮 (2) 秩序之維持 (3) 訴訟之裁判 (4) 証明行為 (三) 内容 (四) 取消 (五) 懈怠</p> <p>第四 外部關係 (一) 用語 (二) 口頭及書面 (三) 場所 (四) 時期 (1) 期日 (2) 期間 (3) 期日及期間之併合 (4) 懈怠</p> <p>第三編 訴訟手續 第一 主義 (尅) 口頭審判主義及書面審理主義 (式) 公開審判主義及不公開審判主 義 (參) 直接審理主義及間接審理主義 (肆) 不干涉審理主義及干涉審理主 義 (伍) 當事者訴訟進行主義又職權訴 訟進行主義 (陸) 當事者処分主義及裁判所職權 主義 (柒) 當事者双方審理主義 (捌) 當事者同等主義及當事者不同 等主義 (玖) 口頭弁論一體主義及訴訟行為 同時主義 (拾) 証提分離主義及証提結合主義 (拾尅) 自由心証主義及法定証提主 義</p> <p>第二 種類 (尅) 要口頭弁論之訴訟手續、不要 口頭弁論之訴訟手續 (式) 本人訴訟及弁護士訴訟 (參) 通常訴訟及特別訴訟</p> <p>第三 通常訴訟 (尅) 第一審訴訟手續 (一) 地方裁判所手續 (1) 開始手續 (2) 審判手續 (子) 意義 (丑) 種類 (寅) 立証責任 (3) 終結手續 (4) 特種手續 (5) 欠席手續 (卯) 中断中止及休止(原文 は丑) (辰) 再開手續(原文は寅) (巳) 判決之更正及補充(原 文は卯) (午) 差戻後手續(原文は辰)</p>
--	--	--

(二)区裁判所手続 (式)上級裁判所手続 (一)控訴手続 (二)上告手続 (三)抗告手続 (參)再審手続 第四 特別訴訟	(壹)督促手続 (式)証書訴訟 (參)為替訴訟 (肆)仮差押訴訟 (伍)仮処分訴訟 (陸)破産訴訟 (柒)人事訴訟	第五 併合訴訟 (壹)因當事者之行為之併合訴訟 (式)因裁判所之行為之併合訴訟 第三編 執行關係(原文のまま) 第一章 執行主体 第二章 執行要件 第三章 執行手続
--	---	--

注：「民事訴訟法講義」(法学彙編第13冊) 東大東洋文化研究所大木文庫所蔵) から抜き取って作成。

次に、松岡は民事訴訟法の講義にあたり、法の条文への暗記、理解よりも法律の法理に対する理解が重要であると法理の習得の重要性を強調していた。

彼は中国の学生に対し次のように述べている。「民法と同様に、民事訴訟法に関する研究も三つの要点がある。法律の沿革を知ること、諸国の立法例を知ること及び法理を知ることがそれである。そもそも民事訴訟法の条文が夥しく、どの国でも千条以上に及ぶので、条文ごとに述べることができず、それを逐条に述べる必要もない。その綱領を捉まえ、原則を理解すれば十分である。その原則を理解しておけば、諸国の学者や起草者の考え方が推測できるし、裁判官として法律の解釈ができ、杳然として困ることがなからう。その条文を詳しく検討したければ、後日の法学者としての責任であり、今日やらなければならぬことではない。」と。

なお、民事訴訟法の学修は原則の探求を必要とするものであると主張した。彼がいうには、「条文の適用については法典にみな盛り込まれているのでそれを調べればよい。故にどの法律にも基本的法理があり、法自身の適用もあるが、条文よりも適用から基本的法理を求めるのは、遠回りの煩わしさを省くことができ、最良の方法であろう。」⁽⁴⁵⁾と。また、民事訴訟法の性格について松岡は「国家の公権力に基づき私権を守る手続である。……その実質からみると民事訴訟の意義は国家と当事者間に成立した権利義務関係である。その外観から見れば訴訟関係は私法上の利益を守る手続である」としていた。⁽⁴⁶⁾

第三に、日本民事訴訟法に存在する不適切な内容をカットする試みをしていた。従来、現行『日本民事訴訟法』第一編「総則」第一章「裁判所」に「第六節 検事の立会」が設けられ、検察官の民事訴訟事件への参加を設けていた。⁽⁴⁷⁾しかし、明治三〇年代に行われた民事訴訟法の修正作業中に、検察官の民事訴訟に参加する規定が見直されていた。ただ、修正草案が法律にならなかったため、日本の現行民事訴訟法にはその条文がそのまま残っている。裏の事情を承知している松岡はそれを中国の民事訴訟法に活かし、講義の中にもそれを見直す説明をしていた。彼は言う。検察官の民事訴訟への立会に関する規定は、「理論上では適切ではないとは言えないが、現実には検事は刑事上の知識をよく知るが、民事事件になるとその知識はややもすれば足りない。若しほかに民事上の検察機関を設ければ、経費が掛かりすぎる問題がある。刑事検察官に民事事件に参加させるならば必ずや非常な誤りが生じかねない。それが故に、各国では検事を公益にかかわる民事に参加させることは何ら役も立っていない。かつ、民事訴訟上の目的物は純粋な私法関係と非純粋な私法関係にのみ関わり、断じて純粋の公益に関わる私法関係がない。したがって、民事上の裁判範囲は当事者の申立を超えてはならない」と。⁽⁴⁸⁾事実上、日本の内部修正草案にはこの規定をなくし、松岡が起草作業を担当した清国の民事訴訟法草案にもこの規定を書き込まなかった。

(5) 破産法の講義について

一九〇〇年代初頭、義和団事件（北清事件）の事後処理の一環として清政府はイギリスをはじめ西洋諸国との間に通商航海条約の改正を余儀なくされた。一連の改正通商航海条約によって、中国は西洋諸国から多くの外国資本の中国への進出を迎えなければならぬのみでなく、中国の商慣習が見直され、西洋諸国で当たり前となっている

表16 和仏法律学校における松岡義正の破産法講義目次

緒言	第一章 破産機関	第一款 破産債権の確定手続
第一編 総論	第一節 破産裁判所	第二款 破産財団の管理及び換算
第一章 破産の沿革及び法源	第二節 破産主任官	第三款 破産手続の終局
第二章 破産の性質及び破産法の性質	第三節 破産管財人	第一款 破産手続きの停止
第三章 破産法と他の所法律との関係	第四節 検事	第二款 協審契約
第二編 実体的破産法規	第五節 債権者集会	第四編 破産法の効果
第一章 破産債権	第二章 破産当事者	第一章 人に関する効果(当事者の国籍に関する法規)
第二章 破産財団	第一節 破産債権者	第二章 所に関する効果(法規の適用に関する問題)
第三章 破産宣告の効力	第二節 破産債務者	第三章 時に関する効果(法規の経過に関する問題)
第一節 将来に関する破産宣告の効力	第三章 破産手続の進行	附言
第二節 既往に関する破産宣告の効力	第一節 破産の開始手続	第一章 破産罰則
第三節 破産宣告の渉外的効力	第一款 破産宣告の要件	第二章 支払猶子
第三編 形式的破産法規	第二款 破産宣告の前手続	
	第三款 破産の宣告並びに申立の却下及び之に伴う諸手続	
	第二款 破産債権及び破産財団の確定手続	

出典：法学士松岡義正講述『破産法』（明治35年度講義）和仏法律学校発行により筆者が作成。

表17 松岡義正担当の『破産法講義』（中国語訳）の詳細目次

諸言	(参)有物上担保之債権	(参)破産管財人
第一 破産之本質	(肆)順位	(肆)検事
第二 破産之主義	(一)有優先権之破産債権	(伍)債権者集会
第三 破産法之内容	(二)對於破産者營業之債権	第二章① 破産当事者
第一編 総論	(三)相続債権者及受遺者之債権	(壹)破産債権者
第一 破産之意義	第四章 破産財団	(貳)破産者
(壹)破産乃民事訴訟也	(壹)性質	第三章 破産手続
(貳)破産有債権者及債務者	(一)財産	(壹)干渉主義及任意的弁論
(参)破産之目的	(二)得為強制執行目的物	(貳)不服申立て
第二 破産法之性質	(三)屬於破産者之財産	(参)公告送達通知
第三 破産法与家資分散法之関係	(四)在破産手続終結前帰屬於破産者之一切財産	(肆)破産之宣告手続
第一編 破産実体法	(貳)取戻権	(一)破産宣告前之手続
第一章 破産関係之成立	(参)別除権	(二)破産宣告之裁判手続
(壹)商人之支付停止	(肆)消滅	(三)破産之宣告及与破産
(一)商人	第五章 破産之効力	(伍)破産債権確定手続
(二)支付停止	(壹)對於破産債権者之効力	(一)破産債権之呈報手続
(貳)破産之申述	(貳)對於破産者之効力	(1)破産債権之呈報
(一)債務者	(参)對於破産者之債務者之効力	(2)債権表之調製
(二)債権者	(肆)關於破産者權利行為之効力	(二)破産債権之調査手続
第二章 破産関係之消滅	(一)關於破産宣告前所為	(2)異議
(一)破産之申立取下	(1)關於破産者權利行為	(陸)破産財団之確定手続
(二)配当	(2)關於破産者權利行為之履行及執行之破産効力	(一)破産財団之管理
(三)協審契約(強制和議)	(二)關於破産宣告後所為權利行為之効力	(1)破産財団之占有
第三章 破産債権	(1)關於訴訟行為以外權利行為之効力	(2)破産目録之作成
(壹)性質	(2)關於訴訟行為之効力	(3)報告書及貸借対照
(一)財産上之請求權	第二編 破産手続法	(4)保全処分
(二)得以訴求之權利	第一章 破産之機関	(5)破産管財人之報告
(三)對於破産者之權利	(壹)破産裁判所	(二)破産財団之換価
(四)破産宣告前所已發生	(貳)破産主任官	(1)換価手続
(貳)多数当事者之債権		(2)収入金之供託
(一)共同債務者之破産		(三)破産機関之干与
(二)社員之破産		(柒)破産之終結手続
(三)相続人之破産		

(一)破産手続き之停止 (二)破産手続之廃止 (三)協賛契約(強制和議)破産手続 (1)成立手続 (2)効力 (3)履行 (4)消滅 (四)配当	(1)配当準備手続 (2)中間配当之手続 (3)最後之配当手続 (4)追加配当 (5)配当手続き終結之効力 第三編 破産罰則 (卷)受破産罰則適用之行為 (一)破産者之行為(有罪破産) (二)非破産者之行為	(三)手続き 第四編 破産國際法 (一)当事者之国籍(關於人之効力) (二)屬地主義(關於地之効力) (三)法則之衝突(狹義之國際) 第五編 破産時際法 附言 支払猶子
---	---	--

注：本目次は『松岡義正関係文書』に収録されている『破産法講義』の中国語メモの内容から抜き取って作成したものである。編名の通し番号は原文のままとなっている。①は原文に見出しが附いていなかったが、『法学彙編』第13冊に収録されている『破産法』に基づいて付け加えた。なお、『法学彙編』の「破産法」の保全処分には、第一、為別除相比之提示義務、第三、(原文のまま)向破産管財人為送達物之交付、第四動産之封印、第五帳簿之認証、第六關於破産者之処分、また、第四章の破産財団、第五章の破産之効力の中にも(肆)の(二)關於破産宣告後所為權利行為之効力(1)關於訴訟行為以外權利行為之効力を追加した。原文の(3)は(二)の(2)になった。『松岡義正関係文書』の第一編総則は独立せず、緒言の中に入れていいる。

近代的な会社組織も中国に導入しなければならなくなった。その勢いに備え、商法の制定も当時の課題の一つとされていた。日本人商法学者志田鉦太郎は正にこの潮流のなかに商法草案の起草者と商法の教授として清政府に招聘されたのである。

商法が制定され、近代的組織たる会社が導入され、外資の中国への進出が止められない以上、会社とりわけ中外合弁会社の破産によって引き起こした紛糾と厄介さに備えるために、中国にはそれにふさわしい破産制度を構築する必要があったのであろう。そのため、破産法の制定や破産手続きの知識を中国に広げる課題が生じたのである。この課題を任されたのは他でもなく松岡義正である。

民事訴訟法と同じように、松岡は中国に赴任するまえに多くの大学で破産法の講義を担当し、その講義録も刊行していた。明治三五年、松岡が和弘法律学校で担当した破産法の講義録は七五〇頁にも及び、全部で三五・七万日本文字と数えられる分厚い著書である。したがって、彼に破産法の講義を担当させたのは極めて適切なことであろう。そして、彼が日本国内で行った破産法講義

と中国で行った講義とを読みくらべると、両者の講義は内容が一貫していることが分かる。本文はその講義の内容の説明を控え、彼が担当した両方の講義の目次を掲げ、読者に参考資料の提供に止めたい。表(16)は和仏法律学校での講義目次で、表(17)は中国での講義目次である。

五 中国における民事法教育に対する松岡の貢献

伝統的な中華法系は長期間の変遷をたどって唐代では「律令格式」という形として定着したと考えられる。『唐六典』では、「律以正刑定罪、令以設範立制、格以禁違止邪、式以軌物程式」(律を用いて罪を定め処罰を施し、令を用いて規範や制度を設け、格を用いて内規や規則に対する違反行為を禁止し、式を用いてルールを作るとの意)と「律令格式」を説明している。この説明をみると、令、格、式は民事、経済及び行政事務にかかわる禁止的な法律規範であり、律は刑事法で懲罰的な法律であり、四者は相互に補足しあっている⁽⁴⁹⁾。しかし、現実には「律を以て主とす」と言われたように、律がもつとも重視されていた。清末にいたって清政府が民法の編纂に取り組み、西洋諸国の民法典に焦点を当てたときに、突然のように中華法系には西洋流の民法体系が存在していないことに初めて気づいた。その中に、大理院正卿張仁黼は「中国の法律は刑法のみで、家族婚姻、土地などの不動産事項も刑法に盛り込まれていた。これは完備な法律とはいえず、とりわけ刑罰と民法とを区別しないことは外国人によって批判されている」とし、西洋の方法を採用して門類ごとに新たな法律を制定すべきであると主張していた。張仁黼の考え方にそってみるならば、中華法系には民法の内容が含まれているが、独立に編纂されていないだけである。その

内容を刑法から抉り出し、単行法律にするならば、中国の民法は編纂されることになるという。

このような見方は一九八〇年代になって再び強調された模様である。それを積極的にアピールをしたのは著名な法制史学者の張晋藩氏であろう。彼は一九八三年に開催された中国法律史学会創立大会において次のように明言していた。「諸法を一体化し、民法と刑法を区別しないことは中国の古代法典の体裁であるが、法体系から見ると、諸法が併存し、民法と刑法に区別がある」と⁽⁵¹⁾。それ以来、張氏は中国の民法の歴史を掘り下げるために努力を弛まず、相次いで『清代民法綜論』（中国政法大学出版社、一九九八年二月）、『中国民法通史』等を刊行した。その影響を受けて、中国では『中国民法史』（叶孝信主編、上海人民出版社、一九九三年七月）、『中国民法史』（孔慶民、胡留元、孫季平編、吉林人民出版社、一九九六年一月）、『中国財産法史稿』（郭建著、中国政法大学出版社、二〇〇五年五月）など多くの古代民法史の著書が出版された。

これらの書籍の出版は今日の人々が古代中国では民事関係を処理する法律関係への理解に有益な資料を提供することとなった。しかし、様々な律令格式および古代文書に散見されている民事関係に関する規定を民法としてまとめることができるかどうかについては意見が分かれている。周知のように、どの国の法律でも特定の法思想の指導下に編纂されるものである。近代西洋諸国の民法は平等な民事主体間の財産及び人身関係を規範する法律であり、私有財産の不可侵、債権法中の私法自治、物権法中の物権法定といった法原則や主義は中華法系に存在していないものである。したがって、厳密に言えば、中華法系には精々民事関係に関する掟があるにすぎず、整備された民法体系とは到底言えない。「古代中国には厳密な意味では近代的性格を浴びる民法が存在していなかった」という結論は極めて適切なものである⁽⁵²⁾。

中国では本格的に近代的民法を導入し始めたのは清末の法律編纂事業からであろう。その事業に対し直接に貢献をなした外国人の中で松岡義正以外にいないと言いたい。そして、彼が京師法律学堂で携わっていた民事関係法律の教育及び同学堂で翻訳刊行された民法学講義のテキストはその後の中国で大陸法系の民法体系が築かれたことに系統的な貢献を果たした。このような評価は恐らく誇大なものではなく、下記のようなところによって裏付けされていると思われる。

まず、松岡義正が京師法律学堂で行った民事法の教育は中国における民事法教育のために規範化されたカリキュラムを基礎づけたこととなった。一八六二年に清政府が開設した同文館は中国の近代的教育の嚆矢を示したものであるが、一九世紀の終了直前に至っても法学の教育課程を設けた学校は殆どなかった模様である。一八六九年同文館に庸聘されたアメリカ人マーティン (W.A.P. Martin、中国名は丁韞良) が担当していた『万国公法』(国際公法) は唯一の法学教育の科目であったといえる。一八九五年に設立された北洋大学堂及び一八九七年に創立された湖南時務学堂では法律学科も設けられたが、後者は民法と憲法を「内公法」にし、前者は教員が殆どアメリカ人なので、講義した法律は基本的に判例法とアメリカ法であった。京師法律学堂が開設された一九〇六年現在、中国に三校しかなかった国立大学たる京師大学堂、山西大学堂、北洋大学堂には法学又は法政学科が設けられていたが、どの大学の法学教育課程中にも民事法に関する科目はなかった。表(17)に掲載されている教育科目から分かるように、どの大学にも詳しい民事法に関する科目が見られない。たとえば、京師大学堂では各国民法及び民事訴訟法とされ、山西大学堂では契約法、民法が設けられ、北洋大学堂では契約法(合同律例)、不動産法(田産法) しかなかった。

表18 清末における京師大学堂、山西大学堂、北洋大学堂の法学教育の科目

京師大学堂政法科大学 法律學門	山西大学堂西斋法律學	北洋大学堂法科律例學
法律原理學、大清律例要義、 中国歴代刑律考、中国古今 歴代法制考、東西各国法制 比較、各国憲法、各国民法 及び民事訴訟法、各国刑法 及び刑事訴訟法、各国商法、 交渉法、泰西各国法、各国 行政機關學、全国人民財用 學、国家財政學	法律學、ローマ法、國際公 法、名法、倫理、英語、財 政學、憲法、契約法、刑法、 商法、刑事訴訟法、民法、 交渉法、國際法制比較、フ ランス語、大清律例要義、 中国歴代刑律考、中国古今 歴代法制考、海軍律	国語國史、英語、西洋史、 生理、天文、大清律要義、 中国近世外交史、憲法史、 憲法、法律總義、法律原理 學、ローマ法律史、契約律 例、刑法、交渉法、ローマ 法、商法、損害賠償法、田 産法、成案比較、船舶法、 訴訟法則、条約及び交渉法 参考、理財學、兵學、兵操

出典：《大学堂章程(大学堂附通儒院)》、北京大学校史研究室編『北京大学史料』(第一卷 1898~1911) 北京大学出版社, 1993年4月, 103頁; <http://www.baik.com/wiki/山西大学法学院> (アクセス: 2013年3月31日); 李貴連『近代中国法制与法学』北京大学出版社, 2002年11月, 214頁。

しかし、上記の三校の国立大学より遅れて開設された京師法律学堂では民事法関係の教育科目が比較的に整っており、民事法律教育の科目を民法総則、物権法、債権法、親族法、相続法、破産法及び民事訴訟法に細分化し、それぞれの講義を開設していた。民事法に関するこのような教育課程の設定は中国の近代的民法教育の先鞭をつけたものである。そして、このような大陸法系の民事法教育方式はその後の中国法学教育のモデルとなっている。中華民国の北洋政府の時期にせよ、南京国民政府の時期にせよ、現在の中華人民共和国にせよ、民事法の教育課程は、民法総則、物権法、債権法(契約法、不法行為法)、親族法(婚姻法、家庭関係法)、相続法を基本内容とする教育の体系を継承している。たとえば、中華民国時期の朝陽大学では、民法総則、債権総論、債権各論、民法物権、民法親族編(二種類)、民法相続編(二種類)を民法教育の中に組み込んでいた。⁵³⁾

次に、松岡が京師法律学堂で書き残した民法学及び民事訴訟法学の教科書はその後の中国の民法学教材の手本として使われた。松岡が中国に渡航する前後に、中国の出版界では梅謙次郎

など民法学者の民法著書も刊行されたが、学校の教科書よりも日本法の現状を理解するための書籍とされていた色彩が強かった。したがって、これらの出版物は中国の法学教育に対して直接的な影響を与えたとは思わない。しかし、京師法律学堂で講義を担当した松岡の影響は他の人よりはるかに大きかったと考えられる。当時、松岡の講義内容は基本的には日本の現行法に沿ったものであるが、清政府のために民法や民事訴訟法及び破産法といった民事関係法律案の起草も依頼されたため、その講義内容は起草中の法案内容も交ぜることが避けられないことであろう。これは彼が担当した民事訴訟法講義の内容構成からもその様子が窺われる。日本の現行民事訴訟法は訴訟手続を通常訴訟手続と特別訴訟手続に分けていないのに対し、松岡が起草を担当した民事訴訟法草案は明確に通常訴訟手続と特別訴訟手続に区分して法条文を作成したのである。それがために、松岡は民事訴訟法を講義するときまさにこの体裁に基づいて行ったのである。

中華民国が樹立され、新体制の確立に手が回りきれない政府当局は新しい法律体系の整備に余裕がなかった。したがって、清末に修訂法律館によって起草された多くの法律案をそのまま借用せざるをえなかった。民国初期に『民事訴訟法草案の応用について』⁽⁵⁴⁾という通達では当該草案の中で定められた裁判所管轄の規定を応用に付すと指示したのはその中の一例に過ぎない。⁽⁵⁴⁾さらに、中華民国一〇年七月二二日に松岡義正が起草した民事訴訟法草案を踏まえて修正した『民事訴訟法草案』⁽⁵⁵⁾が公布された。この草案は一部の条文や構成に手入れを加えたものの、基本的枠組みは松岡の草案を継承したものと見える。したがって、朝陽大学で当該草案に基づいて編集した民事訴訟法の教科書は松岡講義の影が見られる。

おわりに

京師法律学堂が開設され、日本民事関係法律を基盤とする近代的民法学の教育が始まって、一〇〇年以上の紆余曲折を経て現在に至っている。清王朝の崩壊により日本人学者の援助および協力の下に開始された近代的法の整備事業が挫折を余儀なくされたが、その事業は余韻を残して中国社会で細いながら影響を与えつつあった。一九二八年南京国民政府によって南北の中国が再び統一されるまでの一七年間の北洋政權時代に、新しい民事法律が定められなかったが、朝陽大学では日本法および清末に出来上がった一連の民事法草案を踏まえての民事法に関する教育が引き続き行われていた。一九三〇年前後に上記の民法草案を脚本に仕上げられた中華民法典や民事訴訟法等の民事関係法律の公布によって、中国の民事法教育は新しい局面が開かれた。しかし、この局面は数年しか維持できず、日本の中国に対する全面的な侵略によって中断せざるを得なかった。一九四九年中華人民共和国の樹立によって民法を含む中華民国六法が廃止され、中国はしばらく民事法律がなかった時代に入った。一九七〇年代末から始まった改革開放政策によって、中国は再度法整備に取り組むようになった。現在、民法典そのものが制定されなかったものの、民事関係の法律は殆ど制定されたといえる。法律の内容は時代の大きな変化もあり、百年前に考案したものと大きく変わったことは言うまでもないが、法律の主な枠組みは依然として継承されている。したがって、ある意味において、現代中国の民事関係の法学教育の原点は清末の民事法教育に大きく寄与した松岡の役割に遡ることができるといえるのではなからうか。

注

(1) 光緒二十九年六月五日交換した『中英議通商行船条約』12款では「中国深欲整頓本国律例、以期与各国律例改同一律。英国允愿尽力協助以成此舉。一俟查悉中国律例情形及其審断办法及一切相關事宜皆臻妥善、英国即允棄其治外法權。」(中国も深く本國の法律を整備しようと欲し、西洋諸國の法律と同様になることを期す。英国は、ベストを尽くして協力に取り組む意向があり、その成功を期待する。中国の法律及び裁判方法並びにその他の關係事務がみな適切となったことが判明した場合に、英国は治外法權を放棄することを約束する)と規定されている。(田涛主編『清朝条约全集』第二卷、黑龙江人民出版社、一九九九年六月、一一九三頁)。その後、アメリカや日本諸國もこの規定をそのまま書き入れた。たとえば、『日清兩國間追加通商航海條約』(一九〇四年一月一九日公布)第十一條は、「清國政府ハ其ノ司法制度ヲ改正シテ日本國及西洋各國ノ制度ニ適合セシムルコトヲ熱望スルヲ以テ日本國ハ右改正ニ對シ一切ノ援助ヲ與フヘキコトヲ約シ且清國法律ノ狀態其ノ施行ノ設備及其ノ他ノ要件ニシテ日本國力満足ヲ表スルトキハ其ノ治外法權ヲ撤去スルニ躊躇セサルヘシ」(日本外交年表並主要文書上卷)、外務省、二二四一一一六頁と盛り込まれている。

(2) 「法學通論講義序」沈家本《寄移文存》卷六。

(3) 国立公文書館 アジア歴史資料センター所蔵「清国駐屯司令官神尾光臣より陸軍大臣寺内正毅宛駐屯軍報告第十七号」(清国駐屯軍司令部秘參發第一九号、明治三十九年七月九日)。文中の「前記訴訟法」とは伍廷芳がリーグシップを果たして作成した『大清刑事民事訴訟法草案』を指す。

(4) 「修訂法律大臣伍廷芳、沈家本会奏請專設法律学堂摺」(『東方雜誌』第二年(一九〇五年)第八期「教育」に掲載(光緒三二年八月)。丁賢俊 喻作鳳編『伍廷芳集』中華書局、一九九三年八月、上冊、第二七一―二七三頁から引用。但し、奏上の時間を一九〇五年(光緒三一年)夏とされているが、学務大臣孫家鼐が光緒三一年七月丙午に奏上した上奏文と照合すれば、伍廷芳らの上奏文の奏上時間は光緒三二年三月二〇以前だと考えられる。以下は中国語の原文である。「竊臣等奉命現行律例按照交涉情形、參酌各國法律、悉心考訂。開館以來與編譯各員旦夕討論、深慮新律既定、各省未豫儲用律人才、則徒法不能自行、終屬無補。當此各國交通、情勢萬變。外人足跡遍於行省。民教齟齬、方其起釁之始、多因地方官不諳外國法律、以致辦理失宜、醞釀成要案。將來鐵軌四達、雖腹地輿區、無異通商口岸。一切新政、如路、礦、商標、稅務等事、辦法稍歧、詰難立至、無一不賴有法律以維

持之。然則彌無形之患、伸自主之權、利害所關、匪細故也。

至於查照通商條約、議收治外法權、尤現在修律本意、亟應廣儲裁判人材、以備應用。查學務大臣奏定學堂堂章程內列有政法科大學、然須預備科及各省高等學堂畢業學生升入。現在預科甫設計專科之成、為期尚遠。進士、仕學等館、其取義在明澈中外大局、於各項政事、皆能知其大要。法律僅屬普通科學之一、斷難深造出洋。遊學畢業法科者、雖不乏人、而未諳中國情形、亦多掎格。伏思為學之道、貴具本原。各國法律之得失、既當研厥精微、互相比較。而於本國法制沿革以及風俗習慣、尤當融會貫通、心知其意。兩漢經師多嫻律令。唐宋取士皆有明法一科。在古人為授經師治之征符。在今日為內政外交之樞紐、將欲強國利民、推行無阻、非專設學堂、多出人材不可。日本變法之初、設速成司法學校、令官紳每日入校數時、專習歐美司法行政之學。昔年在校學員、現居顯秩者、頗不乏人。宜略仿其意、在京師設一法律學堂、考取各部屬員、在堂肄習畢業後、派往各省為佐理新政分治地方之用。開辦之始、暫由臣等經理、俟新律告竣、再行請旨派員、專司其事、不揣固陋、謹擬辦法三端、為我皇太后、皇上陳之。

一曰定課程。查大學堂章程內、法律學門所列科目、其主課為法律原理學、大清律例要義、中國歷代刑律、中國古今歷代法制考、東西各國法制比較、各國憲法、各國民法及民事訴訟法、各國刑事及刑事訴訟法、各國商法、交涉法、泰西各國法、其補助課為各國行政機關學、全國人民財用學、國家財政學、頗為賅備、即照所定學科酌量損益、分延中外教習、逐日講授。惟大學堂章程系四年畢業、擬多加授課鐘點、改為三年畢業。另立速成科、習刑律、訴訟、裁判等法、限一年半畢業。

一曰籌經費。常年經費如堂舍租金、教習薪水暨購買書籍、器具、飲食、雜用等項、力求撙節、每年約需銀四萬兩。值此庫儲支絀、不敢請撥部款、應由各省督撫分籌撥濟、大省約解三千兩、中小省約解二千兩、便可集事。分之見少、在各省尚不甚難。此項畢業學員、日後專為各省辦事。現在育才之費仰及群力、於義亦合。至開辦經費約需銀三萬兩、請歸戶部籌撥。

一曰廣任用。近日仕途猥雜、各省候補人員、文理未通者、指不勝屈。雖有課吏館之設、而督撫事繁、未能躬親督察、幾至有名無實、遇有要政、本省無可用之人、不得不調諸他省。在平日已有乏才之患、將來新律頒行、需才更亟、非多得曉律意者不能行之無弊。應將學律各員於畢業後、請簡派大臣詳加考驗、分別等差。其列優等者交部帶領引見。按照原官品級以道府直隸州知州、知縣等官、請旨錄用。庶幾學適用於、用其所學、於時政殊有裨益。

以上三端、僅舉其大概。如蒙俞允、再由臣等詳擬章程、恭候欽定。謹奏。」

(5) 「奏請各省專設仕學速成科片」(光緒三十一年三月二〇日)『伍廷芳集』二七二—二七二頁。

- (6) 「光緒朝東華録」第五冊、五三八三頁。
- (7) 「修訂法律大臣訂定法律学堂章程」(光緒三十一年) 潘懋元、刘海峰編『中国近代教育史料彙編 高等教育』上海教育出版社、一九九三年十二月、一一九頁。
- (8) 「法律学堂同学録」(東京大学東洋文化研究所所蔵)を参照されたい。ただ、呉朋寿「京師法律学堂和京師法政学堂」中国人民政治協商會議全國委員會文史資料委員會編『文史資料選輯』(第四二輯、総第一四二輯、中国文史出版社、二〇〇〇年七月、第一六八頁)には沈家本、伍廷芳を管理京師法律学堂大臣としているが、『法律学堂同学録』では沈家本のみとされている。
- (9) 吉同鈞については李欣榮の「吉同鈞与清末修律」『社会科学战线』、二〇〇九年第六期を参照されたい。
- (10) 「修訂法律大臣訂定法律学堂章程」(光緒三十一年) 潘懋元、劉海峰編『中国近代教育史料彙編 高等教育』上海教育出版社、一九九三年十二月、一一九～一五〇頁。
- (11) 趙曉耕 李曉暉「京師法律学堂」『中国民商法律網』<http://www.civillaw.com.cn/article/default.asp?id=15825> (アクセス：二〇一〇/四/五)では二二五人となっている。
- (12) 呉朋寿「京師法律学堂和京師法政学堂」中国人民政治協商會議全國委員會文史資料委員會編『文史資料選輯』(第四二輯、総第一四二輯) 中国文史出版社、二〇〇〇年七月、一六八頁。
- (13) 趙曉耕 李曉暉の前掲文章によれば、「この学堂は創立され数年間のうち、修了者は千人近くに及び、一時は繁栄を極めたものである」という。また、塩田環の「清国法典編纂事情」法政大学『法学志林』第一二巻第二号、明治四三年一月、第二五頁)では「現在学生は旧班約二二〇、新班約五五〇人、合わせて約八〇〇を算するという」とある。ただ、塩田が京師法律学堂を見学したのは開校翌年で、第三期生ともいえる丙班の学生数をカウントされていない。したがって、千人近くの数字は事実に近いであろう。
- (14) 小河滋次郎「清国の獄制(上)」『刑事法評林』明治四三年九月第二巻九号、五五～五六頁。
- (15) 塩田環「北京見聞録」東京大学『法学協会雑誌』明治四一年第二六巻第九号、四一五～四二〇頁。
- (16) 小河滋次郎「清国の獄制(上)」『刑事法評林』明治四三年九月、第二巻九号、五六頁。
- (17) 塩田環「清国法典編纂事情」法政大学『法学志林』二四～二五頁。

- (18) 「学部奏籌設京師法政学堂酌擬章程摺並章程」上海商務印書館編訳所編纂『点校本 大清新法令 一九〇一—一九二一』第三卷、商務印書館、二〇一一年七月、四一九頁。
- (19) 吳朋寿「京師法律学堂和京師法政学堂」中国人民政治協商會議全國委員會文史資料委員會編『文史資料選輯』(第四二輯、総第一四二輯) 中国文史出版社、二〇〇〇年七月、執筆の時間が不明。
- (20) 趙曉耕、李曉暉の前掲文章を参照。
- (21) 李貴連「近代中国法制与法学」、北京大学出版社、二〇〇二年一月、二九二頁。
- (22) 孫政華「百年朝陽…一所法律名校的繁盛与荒蕪」二〇一二年〇四月一八日『法治週末』。「鳳凰網資訊」からの引用。http://news.ifeng.com/shendu/fznm/detail_2012_04/18/13979237_0.shtml (二〇一三年四月二日アクセス)。
- (23) 東呉大学はカトリック系の大学で蘇州に位置し(現蘇州大学と台湾東呉大学はその継承者とされている)、主に英米法系の教育に取り組む。朝陽大学は北京に位置し、大陸法系の教育に重きを置いていた。清末に日本を媒介として大陸法系の法律を導入する方針が決まり、その後の中華民国もその方針を踏襲したため、朝陽大学の教育内容が中国の法律現状とより接近している。したがって、朝陽大学の学生が司法試験のなかで常に高い合格率を保てた。
- (24) 塩田環「北京見聞録」東京大学『法学協会雑誌』明治四一年第二六卷第九号、四一七頁。
- (25) 松岡義正「民法総則」上巻、『法学彙編』(第四册)、五九頁。
- (26) 松岡義正前掲書、一—三頁。原文は松岡の講義を中国語で翻訳したもので、引用文は筆者により中国語を日本語に直したものであることを断っておきたい。以下は同じ。
- (27) 松岡前掲『民法総則』上巻、三頁。
- (28) 松岡前掲『民法総則』上巻、五頁。
- (29) 松岡前掲『民法総則』上巻、六—二二頁。
- (30) 松岡前掲『民法総則』上巻、四二頁。
- (31) 松岡前掲『民法総則』上巻、四三—四四頁。
- (32) 松岡前掲『民法総則』上巻、四六—五一頁。

- (33) 松岡義正『民法講義 物権法』（中国語版）七頁；『民法論 物権法（上冊）』（日本語版、東京清水書店、明治四一年九月）第一七―二四頁を参照されたい。
- (34) 松岡義正『民法講義 物権法』（中国語版）第一五頁；『民法論 物権法（上冊）』（日本語版）八七―九三頁を参照されたい。
- (35) このくだりは次の原文から訳されたものである。「日本民法ニ在リテハ当事者ノ意思表示ノミニ因リテ其効力ヲ生ス（民一七六）……故ニ物権ノ取得ハ意思表示ノ直接ノ結果ニシテ引渡（動産物権）若クハ登記（不動産物権）ヲ必要トセス。又物権ノ設定若クハ移転ヲ目的トスル債務履行ノ効果ニ非ス。物権ノ設定及ヒ移転ヲ目的トスル法律行為ハ一方ニ於テ債権ヲ発生シ、他方ニ於テ物権ヲ取得セシム。故ニ物権移転ノ債務ヲ発生スルニ止マル債権契約ト物権移転ノ効力ヲ生スル物権契約ヲ混成シテ之ヲ一個ノ行為ト為シタルニ過キス。是ニ依リテ之ヲ觀レハ日本民法亦佛国民法ト同シク意思主義ヲ是認シテルモノナリ。」（松岡前掲『民法論 物権法（上冊）』二四―二五頁を参照されたい。）
- (36) 原文は次のとおりである。「(三) 制限 意思主義ハ当事者ノ表意ノミニ因リ物権取得ノ効力ヲ生セシムルヲ以テ簡便ヲ旨トシ、意思ノ自由ヲ重シ、法理上正当ナルノ外觀ヲ有スト雖深ク其根底ヲ探究スレハ一片ノ空理ニ帰シ、取引ノ煩雜ヲ招キ、又物権ノ法理ニ反ス。」（松岡前掲『民法論 物権法（上冊）』二六頁を参照されたい。）
- (37) 松岡前掲『民法論 物権法（上冊）』二七頁を参照されたい。
- (38) 西英昭・「清末民国時期法制關係日本人顧問に關する基礎情報・補遺（附：松岡義正・志田鉦太郎著作目録）」『東洋法制史研究會通信』第二二号（二〇一二年八月）http://www.teradalaaw.kyoto-u.ac.jp/fohoken/21_jishihun アクセス：二〇一三／一〇／六
- (39) 東京大学法学部図書館に収蔵されている「松岡義正関係文書」には「松岡学士述債権及び物権（原稿未完）」の文書が収録されている。その債権の原稿は「第三節多数者の債権」と題され、『民法債権編講義』の第三節と全く同じテーマとなっている。両方の内容を調べたところ、松岡義正関係文書に収録されている原稿は同書第三節の原稿であることが判明できた。ただ、原稿と比べれば、活字になった同書には原稿にある表現の方法や文字について書き直したところが少々あり、原稿にある横文字は省略されたか、カタカナ表示となったかのいずれかにしている。また、同書の原稿最後に「第三 保証債務発生の原因」では数行の叙述で終わったが、原稿には（二）効力、つまり保証債務の効力に関する原稿約七頁、文字数では三〇〇文字ぐらいの議論が

活字にされていなかった。ついでに、「民法債権編講義」第三節は全部で六一頁、一頁には一四行、一行には三四文字と計約二・九万文字であるのに対し、原稿は七八頁、一頁に一三行、一行に約三〇文字、計約三万字となっている。

- (40) 西英昭の前掲調査によれば下記のような講義録が刊行されている。①『民事訴訟法』（松岡義正述、和佛法律學校・一九〇一（六一八編、三四年度乙種講習科用）②『民事訴訟法』（岩田一郎講述、和佛法律學校・一九〇二（六一八編を松岡が講述・明治三五年年度講義録）③『人事訴訟手續法』（和佛法律學校明治三六年度特別法講義録）（和佛法律學校・一九〇三）④『民事訴訟法講義』（明治法律學校明治三六年度第三學年講義録）（明治法律學校講法會・一九〇三）⑤『民事訴訟法』（仁井田益太郎講述、法政大學・一九〇四（六一八編を松岡が講述・明治三十七年度講義録）⑥『民事訴訟法講義』（横田五郎講述、明治大學出版部・一九〇四（三一五編を松岡が講述）⑦『民事訴訟法』（松岡義正講述、法政大學・一九〇五（三一五編・明治三十八年度講義録、六一八編・明治三十七年度講義録）⑧『民事訴訟法』（板倉松太郎・松岡義正講述、法政大學・一九〇五（七一八編を松岡が講述）⑨『民事訴訟法』（横田五郎講述、法政大學・一九〇七（三一五編を松岡が講述）⑩『民事訴訟法』（日本大學明治四〇年度法科第二學年講義録）（日本大學・一九〇七）。
- (41) 「清末における中国法律の近代化と日本人法律顧問の寄与について」（松岡義正と民事関係法律の編纂事業を中心に）、「JFE21世紀財団『アジア歴史研究報告書』（二〇〇九年度）を参照されたい。
- (42) 法政大學発行『民事訴訟法』（明治三十八年度講義録）の表紙には「第二編法学士遠藤忠治と記されているが、遠藤忠次は正しい。
- (43) 高木豊三『民事訴訟法』（明治二三年）論綱（復刻版、日本立法資料全集、別卷一四二）信山社、平成一一年一〇月、原書（四卷）は講法会、明治二八年七月、八月、九月出版。
- (44) 江木衷『民事訴訟原論』（復刻版、日本立法資料全集、別卷四四一）信山社、平成一九年五月。原書は有斐閣書房、明治二六年一月出版。
- (45) 松岡義正『民事訴訟法』、汪庚年編集『法学滙編』第三三冊、一頁。
- (46) 松岡前掲書、一二頁。
- (47) 同節には第四二条の一か条の条文しかないが、内容は次の通りとなっている。

「第四二条 検事ハ左ノ訴訟ニ付キ意見ヲ述フル為メ其口頭弁論ニ立会フ可シ。

第一 国其他公ノ法人ニ関スル訴訟

第二 婚姻ニ関スル訴訟

第三 夫婦間ノ財産ニ関スル訴訟

第四 親子若クハ養親子ノ分限其他総テ人ノ分限ニ関スル訴訟

第五 無能力者ニ関スル訴訟

第六 養料ニ関スル訴訟

第七 失踪者及ヒ相続人虧缺ノ遺産ニ関スル訴訟

第八 証書ノ偽造若クハ変造ノ訴訟。」

高木豊三翻訳編纂『日獨民事訴訟法対比』（復刻版、日本立法資料全集 別卷二三五）信山社、平成一四年四月、二七頁。

(48) 松岡前掲『民事訴訟法』、汪庚年編集『法学滙編』第一三冊、五六頁。

(49) 鄭泰『中国法制史』、文津出版社、一九九七年四月、一四〇、一四五頁。

(50) 「大理院正卿張仁黼奏修訂法律請派大臣會訂折」故宮博物院明清檔案部編『清末籌備立憲檔案史料』（下卷）、中華書局出版社、一九七九年七月、八三五頁。

(51) 張晋藩主編『中国民法通史』福建人民出版社、二〇〇三年一月、三頁。

(52) 郭建、姚榮濤、王志強著『中国法制史』上海人民出版社、二〇〇〇年二月、三五六頁。

(53) 『朝陽大学法律科講義（非売品）』（校閲者：陶德駿、王選、李良）北京朝陽大学出版、中華民國一四年）を参照されたい。

(54) この通達は『中華民國法令大全』（商務印書館、民国三年四月出版）に収録されている。

(55) 当草案は『法令大全』（民国一三年編集、上海商務印書館出版、民国一三年六月）に収録されている。

附録 京師法律学堂第一期生名簿

氏名	字	年齢	出生地	略歴	住所
瑞麟	玉書	53	鑲紅旗滿洲人	乙酉科舉人、兵科筆帖式	記入無
黄昌焯	彤甫	52	安徽合肥県	監生、法部主事兼雲雲騎尉	廬州会館
陶緒長	箴若	48	江西新建県	裁缺光祿寺署正	兵馬司後街
長齡	鶴汀	47	正紅旗滿洲人	附生、四品銜吏部候補主事	宣武門内素羅布胡同中間
易昌元	紹乾	46	四川万県	廩貢生、翰林院孔目藍翎五品頂帶	石灯庵
楊光樾	季雯	46	山東高密県	丁酉科拔貢、候選直隸州州判	巖眠胡同趙宅
賀常昱	礼卿	46	直隸清苑県	歲貢、五品銜選用知県	順治門外大街
周国麟	子荃	45	浙江山陰県	監生、礼部簿正	余家胡同
張朝甲	魯雲	45	四川合江県	丁酉科拔貢、直隸州州判、塩提掾銜	爛麵胡同劉宅
徐鍾祥	吉卿	45	広西臨桂県	庚子辛丑併科舉人、揀選知県	宣武門内石灯庵
沈毓火奎	幼樵	43	湖北孝感県	廩生、候選県丞	椿樹三条
喬從銳	少紱	42	直隸天津県	丁酉科舉人、揀選知県	西城劈柴胡同
王桐蔭	吉人	42	直隸東光県	乙未科進士、度支部主事	宣武門外下斜街
呉煥英	賜瓊	42	広西藤県	丁酉科拔貢、法部主事	化石橋
楊庭理	藝蓀	41	湖南常寧県	廩貢生、候選員外郎、度支部主事	教場頭条
張元勳	貢三	41	四川資州	候選県丞	爛麵胡同
姚武林	翰園	41	江蘇阜寧県	乙酉科拔貢、翰林院孔目	驛馬市淮安会館
周德隆	雲階	41	鑲藍旗漢軍	乙酉科舉人、理藩部七品筆帖式	奉天会館
宗室文鈞	襲臣	41	鑲藍旗第五族	戊子科舉人、庚寅恩科進士、記名御史、翰林院撰文	記入
劉翼經	子詒	41	福建侯官県	戊戌科進士、四品銜礼部主事	保安寺
周文堃	厚齋	41	貴州遵義県	丁酉科拔貢、癸卯恩科舉人、山西補用知県	本堂
劉樹聲	乙青	40	四川万県	庚子辛酉併科舉人、雲南補用知県	石灯庵
丁傳福	子餘	40	江蘇丹徒県	癸卯恩科副貢、直隸州州判	本堂
念槐蔭	祐三	40	山東堂邑県	廩生、候選州判	松筠庵
蔣鴻斌	均儒	40	山東藤県	庚子辛酉併科舉人、揀選知県	山左会館

京師法律学堂第一期生名簿（統一）

烏 金佈	高齡	40	吉林双城堡满洲正黄旗	附生、四品銜同知用候選知縣	吉林新館
向 鑾之	金台	40	四川万県	五品銜遇缺先選用府經歷	石灯庵
呉 衍任	少垣	39	江西南昌県	庚子辛酉併科举人、揀選知縣	長巷頭条南昌会馆
林 怡	仲沂	39	福建侯官県	甲午進士、礼部主事	爛麵胡同
程 桂芬	芳譜	39	浙江永康県	癸巳恩科举人、広西補用知縣	東大市金華会馆
李 懿德	明軒	39	直隸清苑県	附貢生、法部郎中	松筠庵
楊 慶棠	思勉	39	福建侯官県	甲午科副貢、法部小京官	南下窪福州老館
札 拉芬	蘭圃	39	滿洲鑲藍旗	甲午科举人、筆帖式	前泥窪
王 克忠	樸川	38	廣東西寧県	庚子辛丑併科举人、工部主事、奏調大理院行走	潘家河沿高州館
生 紹蘭	芳齋	38	山東平陰県	附生、礼部序班	宣武門内象房橋觀音寺
郭 玉山	温儒	38	河南温県	甲午科举人、揀選知縣	潘家河沿懷慶会馆
景 山	松年	38	駐防正黄旗滿洲人	戊子科举人、起居注筆帖式	崇文門内炮廠錢局東
左 樹玉	森唐	38	湖北応山県	癸卯恩科举人、揀選知縣	象坊橋
朱 錫韓	賜雲	38	広西賀県	癸卯恩科举人、揀選知縣	本堂
鍾 濂	希洛	38	浙江錢塘県	庚子辛丑併科举人、法部主事	西珠市口仁錢会馆
周 達	穌甫	38	貴州貴筑県	監生、候選從九	翠華街
姚 熙績	丞輔	37	浙江余杭県	廩生、丁酉科举人、揀選知縣	兵馬司街
趙 元珂	邃菴	37	山東黄県	丁酉科拔貢、度支部主事	前門裏細瓦廠
徐 仲衡	宇甫	37	江蘇荆溪県	癸卯恩科举人、揀選知縣	永寧胡同史宅
賀 寅清	靜山	37	安徽宿松県	癸卯恩科举人、丁未科会考欽用主事籤分法部行走	南柳巷永興寺
曹 鼎汾	雁橋	37	浙江蕭山県	癸卯恩科举人、揀選知縣	老牆根
秦 曾源	心達	37	江蘇嘉定県	甲午科举人、陸軍部主事	二龍坑王爺佛堂
孫 鴻綱	習之	37	安徽懷遠県	前北洋武備学生、候選県丞	本学堂
馮 演秀	少礼	37	廣東鶴山県	附貢、広西試用州同	前王公廠石灯庵
黄 雲冕	澹供	37	江西南昌県	庚子辛丑併科举人、法部主事	南昌会馆
陳 芝昌	劍秋	37	廣東新会県	廩貢生、法部主事	新会新館
王 樹榮	仁山	37	浙江帰安県	甲午科举人、候選知縣	本学堂

京師法律学堂第一期生名簿（続二）

劉 澄清	紹泉	37	湖南郴州県	附貢、候選通判	丞相胡同上湖南館
李 秉超	溯舫	37	山東諸城県	監生、候選県丞	安福胡同中街路南
易 昌炳	藻丞	37	四川万県	廩貢、候選県丞	本学堂
章 祖傳	穀生	37	浙江烏程県	廩貢、度支部主事	西单牌楼梯子胡同
何 宝権	小軾	36	廣東番禺県	壬寅科举人、内閣中書	上斜街番禺館
黄 周	達成	36	広西陽朔県	癸巳恩科举人、揀選知県	広西老館
彭 光瑩	秀文	36	廣東南海県	優附貢生、花翎候選道、度支	米市胡同
董 来江	燕唐	36	江西南康県	丁酉科拔貢、度支部小京官	太平街閔帝廟
王 東楷	模亭	36	直隸天津県	前北洋武備学生、陸軍第一鎮正軍校	本堂
施 爾常	端生	36	江蘇華亭県	記入無	本学堂
姚 徳鳳	威伯	36	江蘇新陽県	歳貢生、候選同知	崑新会館
魏 正邦	薪傳	36	直隸天津県	北洋武備師範畢業生、陸軍第五鎮工程營督隊官	記入無
張 修祐	毅若	36	江蘇上元県	壬寅科举人、候選知県	本学堂
陶 炳章	鳳年	36	福建侯官県	丁酉科举人、揀選知県	老牆根
区 家偉	伯翹	36	広西蒼梧県	戊戌科進士、礼部主事	宣武門外大街
喬 保元	子嘉	36	直隸天津県	廩貢生、戊子辛卯挑取膳録学部国子典籍	小沙土園
汪 毓烜	苕孫	35	江蘇長洲県	庚子辛丑併科举人、候選知県	順治門外上斜街
褚 采泰	蘊楠	35	浙江嘉興県	増貢生、候選州同	象房橋北永甯胡同
楊 廷書	偉雲	35	順天固安県	壬寅科優貢録用教職	兵部窪北石碑胡同後坑路北
章 朝瑞	雲菘	35	江西南昌県	甲午科举人、揀選知県	長巷頭南昌会館
張 業廣	小春	35	湖北漢陽県	癸卯恩科举人、揀選知県	草廠八条漢陽館
周 汝為	樹勛	35	直隸宝坻県	丁酉科副貢、候選直隸州州判	干鱼胡同鴻吉号
王 化宣	席卿	35	直隸天津県	北洋武備学生、陸軍第二鎮正軍校	宣武門外教場頭条
徐 際恒	久成	35	四川万県	庚子辛丑併科举人、吏部主事、奏調大理院行走	山西街夔府会館
戴 鴻功	霞村	35	直隸天津県	前北洋武備学生、陸軍第四鎮隊官	本堂

京師法律学堂第一期生名簿（続三）

馬 步瀛	海峰	35	陝西大荔県	甲辰恩科進士、法部主事	大荔会館
郭 書成	漢清	35	安徽合肥県	陸軍第六鎮正軍校	北關市口後宅
王 太卿	紫宸	35	奉天錦県	癸卯恩科挙人、法部候補主事	西珠市口奉天会館
範 天杰	晋賢	35	四川永川県	庚子辛丑併科挙人、内閣中書	永光寺中街路西大門
張 家枢	西山	35	四川閬中県	甲午科挙人揀選知県	本学堂
鄧 殿華	筱蕪	35	廣東三水県	庚子辛丑併科挙人、丁未科会考、欽用知県籤分直隸補用	本学堂
辛 際唐	述祖	34	江西万載県	壬寅科挙人、内閣中書	宜分万会館
馬 耀宗	星臣	34	河南羅山県	庚子辛丑併科挙人、内閣中書	中松筠庵
梁 文光	星階	34	山東益都県	庚子辛丑併科挙人、揀選知県	山左会館
朱 嵩藻	霏聲	34	順天大興県	附貢、礼部序班兼襲雲騎尉	前門外南火扇
李 在瀛	仲洲	34	四川樂山県	庚子辛丑併科挙人、度支部主事、奏調大理院行走	順治門内前王公廠路南
喬 鴻聲	実甫	34	直隸安平県	副貢、候選州判	興隆街
栄 興	耀舟	34	鑲藍旗人	北洋武備学生、陸軍第鎮礮標正軍校	宣武門内閘市口
鄧 儀中	鷗予	33	福建侯官県	癸卯恩科挙人、揀選廣西知県	宣武門外老牆根
楊 潤	沢華	33	直隸宛平県	監生、前大理寺候補評事	西单牌樓白廟胡同
殷 本浩	瀚生	33	安徽合肥県	北洋将弁学生、陸軍第三鎮工程營隊官	本堂
叶 鏡湜	冠生	33	広西岑溪県	癸卯恩科挙人、礼部主事	海北寺街広西三館
陳 雲岫	芸青	33	湖北漢陽県	附生、陸軍第八鎮協參領	本学堂
陳 延年	晴初	33	廣東番禺県	癸卯恩科挙人、法部主事	宣武門外上斜街番禺館
段 芝清	寿崖	33	安徽合肥県	陸軍第四鎮砲隊副軍械官	本堂
張 玉昆	瑞峯	33	直隸滄州	甲午科挙人、截取知県	本堂
傅 紹儒	聘三	33	順天寧河県	庚子辛丑併科挙人、法部主事	宣武門外香炉營二条
宗 慶鏞	夔笙	33	直隸密雲県	附貢、礼部儀制司序班	宣武門外大街
徐 巽	権伯	33	安徽歙県	丁酉科挙人、内閣中書、候選知	順治門内太平街
範 之魯	屏黼	33	山東歷城県	附貢、候選府經歷	東斜街繩串胡同

京師法律学堂第一期生名簿（続四）

陸 起	鳳騫	32	江蘇太倉州	廩貢生、候選縣丞	順治門内西斜街
何 慶雲	朶壇	32	廣東新会県	附貢生、広西試用州同	新会新館
高 顕祚	嘯霞	32	江西新建県	庚子辛丑併科挙人、揀選知県	南横街
梁 韻清	錫真	32	広西臨桂県	癸卯恩科挙人、候選知県	広西館
許 国鳳	彝定	32	江蘇金匱県	丁酉科挙人、内閣中書	東安門内井兒胡同
唐 啓虞	宥在	32	湖南慈利県	丁酉科拔貢、四川試用直隸州州	豊陽館
朱 家楨	幹卿	32	山東肥城県	癸卯恩科挙人、度支部主事	本堂
江 沆	梅奩	32	四川巴県	供事塩提挙候選通判	潘家河沿
王 鳳至	桐梧	32	四川万県	附貢生、議叙通判	本堂
徐 士楨	黼臣	31	江西玉山県	監生、安徽遇缺先補用州吏目	鉄門廣信会館
伊 勒因	信卿	31	山東青州駐防鑲白旗人	翻譯挙人、筆帖式	鑾儀衛夾道
史 致培	厚卿	31	江蘇宜興県	監生、法部主事	西珠市口内白果巷宜荆新館
王 士拭	仲明	31	山東日照県	附貢、礼部序班	順治門外山左会館
張 仁壽	頡錢	31	江蘇青浦県	壬寅科挙人、内閣中書	西河沿中間
周 仲曾	孝魯	31	湖北黄陂県	廩生、陸軍第21混成協執事官	本学堂
周 作霖	梅田	31	順天宛平県	癸卯恩科挙人、内閣候補中書	宣武門外前青廠
何 文泉	清湧	31	直隸交河県	北洋武備学生、陸軍第二鎮隊官	本堂
馬 履恒	月槎	31	直隸宝坻県	癸卯恩科挙人、揀選知県	象坊橋龍泉寺
江 保傳	備侯	31	江蘇元和県	庚子辛丑併科挙人、内閣中書	西单牌楼二龍坑潘寓
潘 毓椿	懋庭	31	直隸塩山県	丁酉科挙人、内閣中書委署侍読	寓松樹胡同
王 枢	汝密	31	四川三台県	癸卯恩科挙人、揀選知県、京師高等審判庁行走	西磚胡同會宅
熊 国璋	特生	31	四川万県	癸卯恩科挙人、揀選知県	石灯庵
李 文翥	鳳挙	31	山東章邱県	庚子辛丑併科挙人、揀選知県	本学堂
許 森芳	尺珊	31	廣東開平県	癸卯恩科挙人、候選直隸州知州	肇慶西館
秦 樹忠	式禹	31	広西雒容県	丁酉科拔貢、内閣中書	賈家胡同

京師法律学堂第一期生名簿（続五）

姚 弼憲	礪渠	31	四川江津県	庚子辛丑併科举人、法部主事	永光寺中街
陳 経	礼庭	30	江蘇江陰県	癸卯恩科举人、丁未科会考 欽用主事籤分大理院行走	前門内高碑胡同陳宅
樊 鴻修	竹生	30	山東鄒平県	貢生、花翎員外郎銜度支部 主事	石碑胡同
王 錫鑾	鏡銘	30	広西臨桂県	庚子辛丑併科举人、揀選知 県	粵西会館
劉 子修	惺初	30	廣東新寧県	廩貢、候選部司務	前孫公園広州七邑館
伍 大奎	冕甫	30	廣東新会県	優廩貢生、分省試用直隸州 知州	新会新館
沈 銓	幼重	30	浙江会稽県	附貢、候選府經歷	山会邑館
王 佺孫	曙笙	30	順天府宝坻	県附監生、候選県丞	象坊橋龍泉寺
王 義榕	述和	30	直隸易州	庚子科優貢、江蘇補用知県	松筠菴
王 寅山	景唐	30	山東樂安県	庚子辛丑併科举人、揀選知 県	山左会館
胡 宏恩	偉堂	30	安徽懷寧県	附貢、分省試用知県	象房橋觀音寺
程 徳霖	汝春	30	四川万県	候補知県	夔府会館
徐 厚祥	子山	30	江蘇嘉定県	吏部郎中	蘇州胡同
林 鼎章	西智	30	福建閩県	壬寅科举人、揀選知県	校場胡同
増 禄	益臣	29	満洲正白旗	廩生、候選知州	地安門外扁担廠
石 春熹	旭東	29	直隸容城県	附生、北洋陸軍武備学堂畢 業生、候選県丞、	記入無
錢 璜	璧臣	29	江蘇甘泉県	陸軍第三鎮正軍校供事、議 叙従九品	揚州老館
史 棠	韻琴	29	四川万県	監生、候選県丞	西单排樓手帕胡同
増 鉞	幼鶴	29	正紅旗、満洲	貢生、候補員外郎、奏調大 理院行走	慧照寺路北大門
朱 鈞声	子和	29	山東肥城県	庚子辛丑恩正併科举人、度 支部主事	山左会館
汪 兆彭	翰青	29	安徽績溪県	監生、候選県丞	石附馬街
陳 洪道	演九	29	浙江太平県	庚子辛丑恩正併科举人、揀 筭広西知県	后孫公園台州館
許 逢時	翹謙	29	湖南湘陰県	監生、法部主事	松筠菴
劉 善錡	作琳	29	直隸玉田県	癸卯科举人、丁未会考欽用 主事籤分学部行走	直隸新館
王 承毅	南生	28	浙江長興県	附貢、五品銜廣東試用府経	西城永寧胡同

京師法律学堂第一期生名簿（続六）

呉 保琳	林伯	28	安徽歙県	監生、礼部太常寺典簿、分省補用同知	聿居胡同
沈 其泰	伯寅	28	浙江帰安県	増貢、度支部主事	永寧胡同
陳 兆煌	景亮	28	廣東番禺県	優附貢生、江西試用知県	番禺新館
李 昌宣	重光	28	四川安岳県	庚子辛丑併科举人、内閣中書	宣武門内前王公廠
賡 勳	虞琴	28	山東青州駐防旗人	附貢、候選州判、陸軍第九協執事官	本学堂
勒 宗鈞	子和		河南安陽県	監生、知県用直隸補用県丞	南横街
王 恩榮	世卿	28	直隸定興県	附監生、法部主事	宣武門外上斜街
李 誥	思本	27	江蘇昆山県	方略館供事、候選布理問	崑新会館
呉 天錫	荷之	27	安徽合肥県	陰生、同知銜山東候補知県	本学堂
劉 景烈	暁愚	27	江西贛県	候選知県	西珠市口贛寧館
楊 津	孟川	27	山東濰県	附貢、度支部主事、奏調大理院行走	李閣老胡同
馬 祖乾	君健	27	江蘇常熟県	陸軍部主事	上斜街
胡 沢涛	紹恒	27	湖南善化县	附貢候選県丞	順治門大街善化街
李 泰三	幼泉	27	河南汜水県	監生、候選知県	太平街天仙庵
恩 培	植生	27	正藍旗滿洲人	附貢生候選筆帖式	西交民巷博濟庵廟内
李 振堃	典五	27	湖南桂陽州	附貢生候選県丞	上湖南館
鮑 忠淇	竹川	27	江西臨川県	廩貢生、度支部員外郎	上斜街
王 桐	碩川		奉天漢軍鑲黃旗人	分省補用知県	西四排樓兵馬司街
陳 養愚	智若	27	四川江北庁	附貢、藍翎五品銜候選県丞	皮庫營四川館
司徒 衡	孟塤	27	廣東開平県	法部主事	肇慶西館
万 敷	鉢公	27	湖北潜江県	南学肄業生、候選州吏目	潘家河沿
陳 宝輿	蓮生	26	福建閩県	附貢、中書科中書	順治門外保安寺街
李 受益	樸郷	26	広西臨桂県	監生、候選知県	本学堂
何 毓璋	達甫	26	陝西石泉県	甲辰恩科進士、法部主事	山西街
岑 鼎勛	天如	26	廣東順徳県	試用典史	順邑老館
趙 汝梅	雪邨	26	直隸玉田県	附貢、候選県丞	太平街
秦 樹勳	建奇	26	広西雒容県	増貢、候選県丞	柳州会館
關 應雲	伯龍	26	廣東開平県	監生、陸軍部主事	李鉄拐胡同
惲 福鴻	寬仲	26	江蘇陽湖県	附貢、法部主事、奏調大理院行走	前王公廠石灯庵

京師法律学堂第一期生名簿（続七）

楊 汶	次明	26	山東濰県	附監生、法部司務	天顯巷
汪 徳温	潤民	26	安徽休寧県	附貢生、礼部太常司典簿	丞相胡同
周 国華	仲濂	26	安徽合肥県	候選知県	西河沿三元井 度支部何宅
石 熙祚	仲皞	26	山東長山県	附貢、法部主事	西单牌楼旧刑 部街
陳 懋豫	用剛	26	福建閩県	癸卯科举人、揀選知県	順治門外保安 寺街
李 庶瑛	伯良	26	河南盧氏県	廩貢、候選知県	麻線胡同北頭 路西史宅
陳 懋咸	虚谷	25	福建閩県	壬寅科举人、揀選知県	順治門外保安 寺街
向 沢藩	伯屏	25	四川万県	廩貢、候選州同	西草廠胡同山 西街夔府会館
唐 延芬	誦先	25	広西臨桂県	附生、知州用、議叙通判	驢駒胡同広西 中館
左 念康	台孫	25	湖南湘陰県	廩貢、法部郎中	東安門外、西 堂子胡同
劉 思誠	幼軒	25	甘肅隴西県	監生、候選知県	西单牌楼石虎 胡同
王 謙柄	子益	25	陝西郿県	癸卯恩科举人、度支部主事	山西街
貴 徳	立夫	25	鑲黃旗漢軍人	官学生、内務府筆帖式	德勝門内蔣養 房草廠大坑路 西
成 煦	春谷	25	満洲鑲藍旗人	陰生、法部主事	阜城門内武定 侯
石 泉	季蓀	25	広西臨桂県	癸卯恩科举人、揀選知県	前門外粵西会 館
陳 紹箕	監亭	24	江西靖安県	監生、陸軍部員外郎	魏染胡同
欧陽 鈞	鹿賓	24	福建長楽県	監生、法部主事	宣武門内東城 根
張 允同	子鄭	24	廣東番禺県	監生、法部主事	前青廠番禺新 館
沈 燕貽	子翼	24	浙江帰安県	分省試用知県	報子街
王 昌言	禹門	24	安徽太平県	附生、四品廕生候選州判	本学堂
王 義檢	昉瞿	24	直隸易州	廩貢生、候選州同	松筠庵
胡 熙寿	拳齋	23	湖南寧郷県	庚子辛丑併科举人、内閣中 書	前王公廠路南
熊 載光	錫之	23	湖北黄安県	監生、候選県丞	象坊内
劉 春曙	雪初	23	湖北黄冈県	監生、候選県丞	興隆街黄冈館
楊 述傳	雲澄	23	江蘇丹徒県	監生、法部郎中	米市胡同

京師法律学堂第一期生名簿（続八）

張 仁普	瑩瑤	23	広西臨桂県	庚子辛丑併科举人、揀選知 県	前門外粵西老 館
唐 維翰	西圃	22	広西臨桂県	附監生、候選県丞	広西会館
朱 得森	瑞男	19	湖南慈利県	優廩貢生、候選県丞	海北寺街禮陽 会館
劉 元紀	肅堂	18	湖北穀城県	附貢、候選県丞	象坊橋
謝 盛鎔	鉄臣	18	四川開県	江蘇試用典史	前王公廠石灯 菴
朱 鼎棻	秉一	18	順天大興県	候選從九	前門外大耳胡 同
楊 乃賡					
樊 駿聲					
椿 齡					
鉄 祐					
呉 鎮藩					
陳 祥泰					
李 錫爵					
張 志潭					
金 潤棠					
程 徳任			兪 効曾		
黄 培文			胡 明盛		
葛 鴻濬			紀 大経		
王 大亨			李 光傑		
陸 長淦			諸 克聡		
余 沅芬					